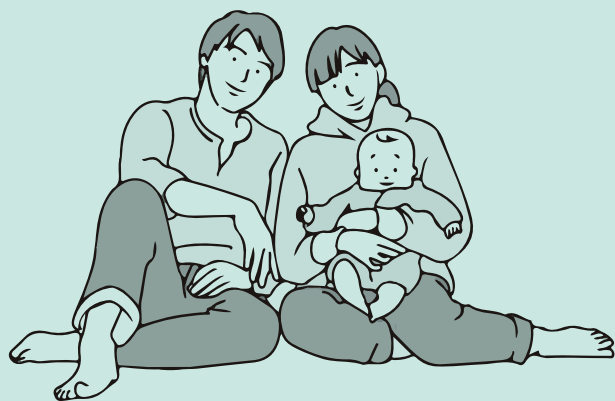
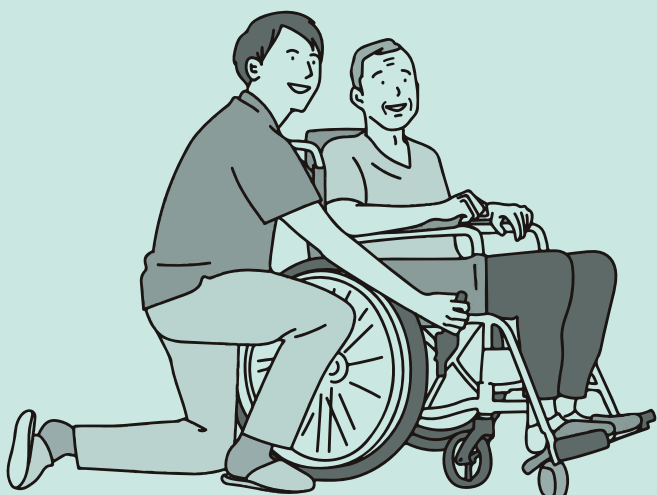


第2次

吉野町地域福祉計画 地域福祉活動計画

令和4年度～令和8年度



令和4年3月

吉野町

社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会

目次

第1章 はじめに	1
1. 計画策定の背景・趣旨	3
2. 地域福祉の基本的な考え方	5
3. 計画策定の視点	6
4. 計画策定の留意事項	8
5. 成年後見制度について	10
6. 再犯防止の取り組みについて	11
7. 計画の位置づけと期間	12
8. 本計画とSDGsとの関係	13
9. 圏域の考え方	14
第2章 現状と課題	15
1. 町の現状	17
2. アンケートから見る住民意識	26
3. 前計画における課題と対応	33
4. 本計画における課題	34
第3章 計画の理念と体系	35
1. 計画の基本理念	37
2. 計画の基本目標	38
3. 施策体系	40
第4章 施策の展開	41
基本目標1 地域を支える福祉の人づくり	43
施策の方向1-1 福祉の心の醸成	43
施策の方向1-2 地域福祉を担う人材の育成	46
基本目標2 豊かに暮らせる生活環境づくり	49
施策の方向2-1 福祉による地域づくりの推進	49
施策の方向2-2 地域ネットワーク機能の強化	54
基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり	57
施策の方向3-1 包括的な支援体制整備と情報発信の充実	57
施策の方向3-2 安全・安心な地域社会の構築	62
施策の方向3-3 セーフティネット機能の強化	69
第5章 計画の推進に向けて	75
1. 計画の推進	77
2. 計画の評価	77

第6章 資料	79
1. 吉野町地域福祉計画策定委員名簿	81
2. 策定の経緯	82
3. 用語の解説	83

本文中に（※）のある用語等については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

はじめに

“健康で安心して暮らし続けられる 共生きのまち”をめざして

近年のわが国は、少子高齢化や人口減少、核家族化の進行により、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。また、生活様式の多様化等により、家庭や身近な地域における助けあい・支えあいの意識といった人と人とのつながりが希薄化し、地域活動の担い手が不足するなど、地域づくりを支えてきた基盤の弱体化が懸念されています。



このような社会の中で、地域からの孤立や引きこもり、家庭内暴力や虐待など生活課題も複雑化・複合化しており、今後それらは更に増加するものと予想されます。

このようにきわめて多種多様な問題を受け止め解決し、高齢者や障がい者、子育て世帯や生活困窮者など、様々な課題を抱えながらも全ての人々が安心安全に地域社会の中で自立して暮らすことができるためには、環境整備はもちろんですが、地域住民同士による支え合い活動と公的支援、福祉サービス等が連携連動し、ネットワークを強化した包括的な支援体制を構築する必要があります。

『第2次吉野町地域福祉計画・地域福祉活動計画』は、前計画時においてそれぞれ密接に連動はしていたものの別々に策定しておりました『地域福祉計画』と、社会福祉協議会で策定した『地域福祉活動計画』を一体化することにより、地域実情を的確に把握し解決していくため、創造すべき地域の仕組みと行政の施策を総合的に把握・判断する指針とすべく福祉関連計画の最上位計画として策定されました。

今後も両者の連携を強化しつつ、すべての住民を含有した地域の支え合いの仕組みを構築するため、今計画の趣旨・理念をご理解のうえ、『「ひと」がつながり「ひと」が輝き「ひと」が潤う 感動生まれる 吉野町』を実現するため、地域福祉の推進にご理解と積極的な参加・参画をお願いいたします。

結びになりますが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただいた多くの皆様に対し、心より厚く御礼申し上げます。

令和4年3月

吉野町長
吉野町社会福祉協議会長

中井 章太

第1章 はじめに

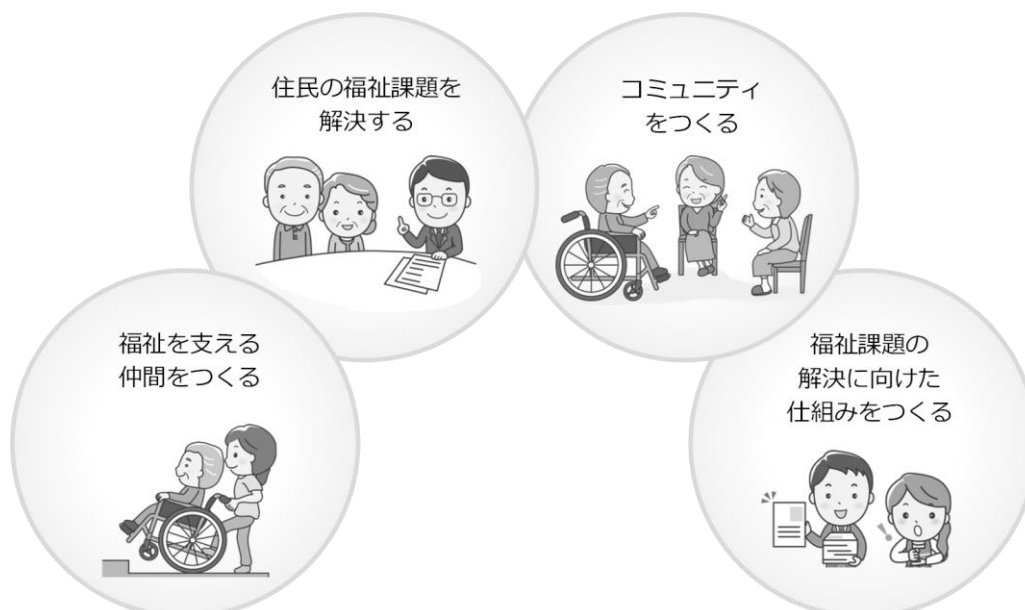
1. 計画策定の背景・趣旨

本町の近年の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士で互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会^(※)」の実現をめざす方向性が示されました。

国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、本町でも「地域福祉」に関する取り組みを一層推進し、地域住民同士の助けあい・支えあいの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があります。

こうした背景から、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進する「第2次吉野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定し、住民が安全・安心に生活できる地域共生社会の実現をめざします。



◆「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する国の動き◆

年月	内 容
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告) 多機関の協働 ^(※) による包括的支援体制構築事業(平成 28 年度予算)
平成 28 (2016) 年 6 月 7 月 10 月 12 月	「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成 29 年度予算)
平成 29 (2017) 年 2 月 5 月 9 月 12 月	社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6 月 改正社会福祉法の公布 ※改正法の附則において、「公布後 3 年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。 地域力強化検討会 最終とりまとめ 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元 (2019) 年 5 月 7 月 12 月	地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 (2020) 年 3 月 6 月	社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出 改正社会福祉法の可決・成立 ※市町村における重層的支援体制整備事業に関する改正規定は令和 3 年 4 月施行

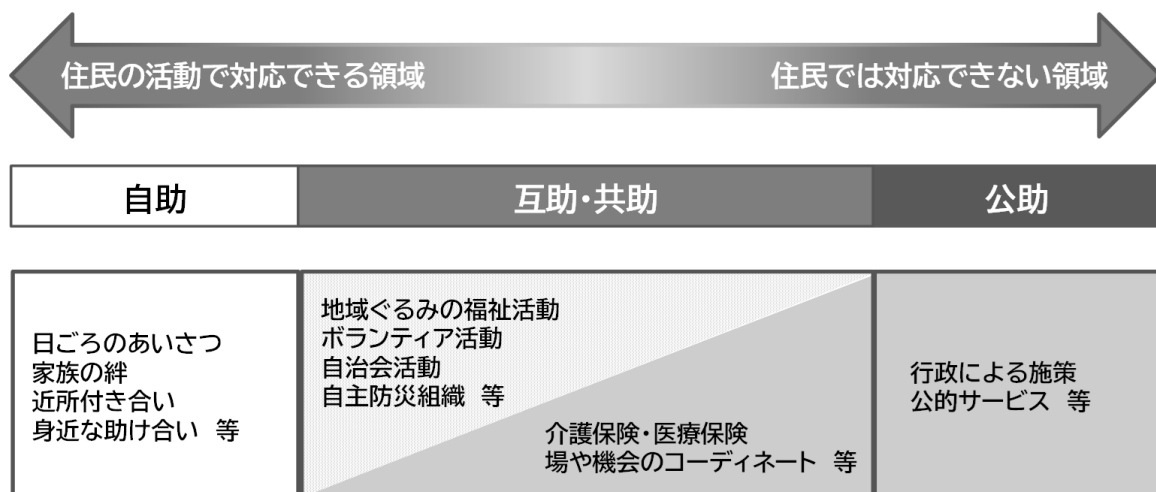
2. 地域福祉の基本的な考え方

「福祉」とは、特定のだれかだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

課題を解決する取り組み方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助けあい・支えあいや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や吉野町社会福祉協議会（以下「社協」という。）をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》



3. 計画策定の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050 問題」）・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・ 障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯・ 様々な課題が複合して生活が困窮している世帯・ 保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 制度の対象外、基準外、一時的なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障がい者と認定されない発達障がい等の「障がいを持つ人」等）
<p>●自ら相談に行く力がない</p> <ul style="list-style-type: none">・ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難・ 社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）
<p>●地域の福祉力の脆弱化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化
<p>●新たな地域課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応等、成年後見を含め新たな生活支援の必要性

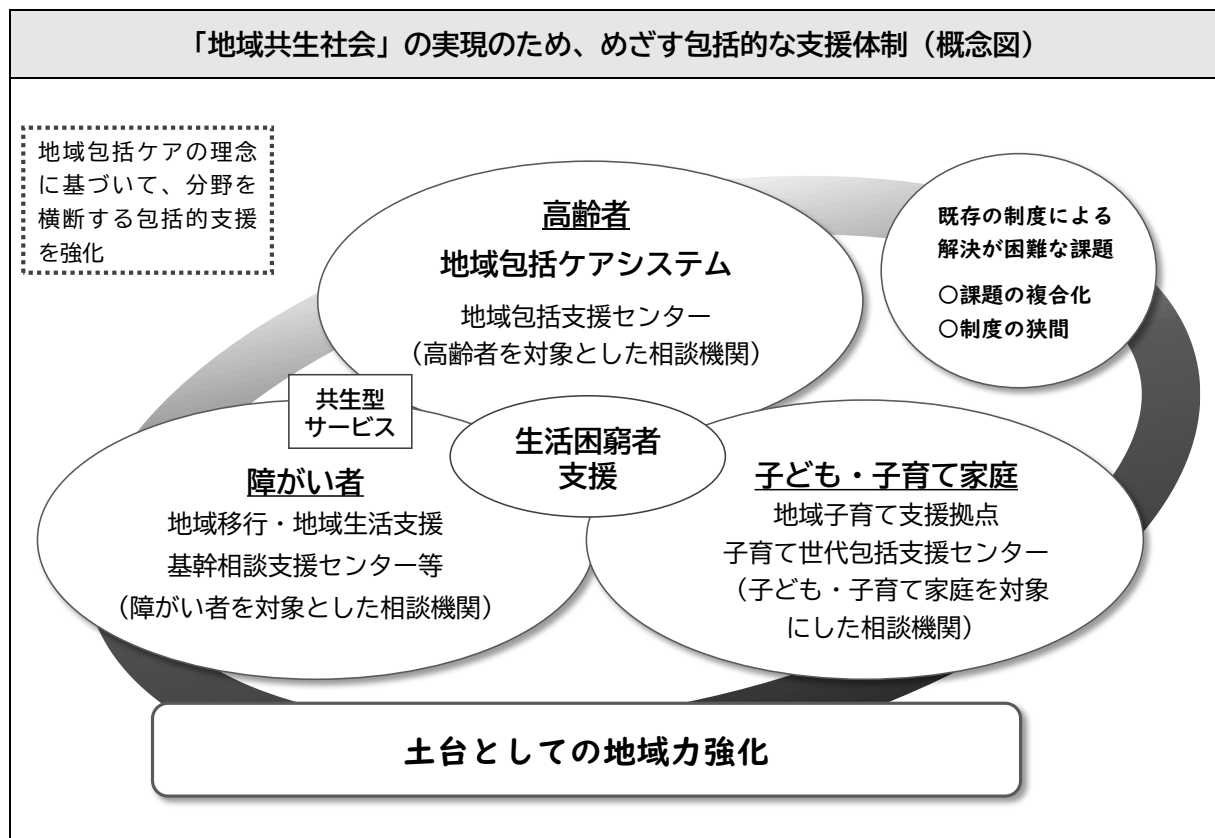
上記の現状と課題を踏まえて、平成 29 年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の 5 つが示されました。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護^(※)等）のさらなる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。



4. 計画策定の留意事項

社会福祉法第4条第1項において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）」を地域福祉推進の主体とし、「地域住民等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される」ことを地域福祉推進の目的としています。

このような地域福祉推進の趣旨を踏まえ、次の点に留意して本計画を策定します。

○ 地域福祉活動への主体的な参加

お互いの価値観や存在意義を認めあう中で、地域住民等が地域社会の一員として地域福祉課題の解決に携わるとともに、助けあい・支えあいの精神により日頃から地域福祉活動に主体的に参加できる機会を提供します。

○ 共に生きる社会づくり

生活困窮者や障がいのある人等を排除するのではなく、地域社会への参加等によりその人の存在を受け入れる共生社会（ソーシャル・インクルージョン）の実現のため、地域住民同士がお互いの個性や多様性を認め合える心の育成に取り組みます。

○ 協働による地域づくり

福祉サービスは、従来は行政と社協及び福祉事業者が提供の主体でしたが、最近では各種団体や地域住民との連携による支援やサービスの提供も全国的に見られるようになっていきます。本町においても福祉サービスの充実や地域福祉活動の活性化のため、行政と社協及び地域住民等が協働できる機会や場づくりを行います。

○ セーフティネット^(※)の充実

生活困窮者やひきこもり^(※)状態にある人等について、専門職による伴走型支援に加え、近隣住民や民生委員・児童委員^(※)等による日常の見守りや関わり等により、課題を抱える本人や世帯の意思と尊厳を尊重しながら、人と人とのつながりや社会とのつながりを回復し、自立した生活が営めるように支援します。

○ 包括的な支援体制の整備

令和2年6月の社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ^(※)等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

本町においては、重層的支援体制整備事業を本計画期間中に開始予定としており、地域

住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を整備することで、いつまでも安心して暮らせる地域社会を築くことをめざします。

重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）の概要

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があるため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要とされている。
 - ▼高齢者・障がい者・子ども等、属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、Ⅰ～Ⅲの支援は必須とする。
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

5. 成年後見制度について

(1) 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい等の人は、自らの財産を管理したり、様々な契約を結んだり、遺産分割の協議をしたりする必要があっても、自らの判断でこれらを行うのが難しい場合があります。また、不利益な契約であっても契約を結んでしまう等、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。「法定後見制度」は、判断能力の程度等により「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、家庭裁判所によって親族や親族以外の第三者（法律・福祉の専門職、福祉関係の公益法人等）が成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）として選ばれます。「任意後見制度」は、十分な判断能力があるうちに、将来に備え自らが選んだ代理人に代理権を与える契約を公正証書で結んでおくものを言います。

(2) 成年後見制度利用促進基本計画について

成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があり、成年後見制度の利用を必要とされる方が利用しやすい体制を整備していく必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。なお、成年後見制度利用促進計画において取り組むことが望ましい事項は次の通りです。

権利擁護支援を図る場面	取り組む事項
成年後見制度の利用前	<ul style="list-style-type: none">・地域包括支援センターが行う相談支援や認知症地域支援推進員・介護支援専門員・相談支援専門員等との連携を中心とした支援を受け止めるためのネットワーク構築・権利擁護に関する制度・相談窓口等の周知・広報・利用支援・必要な見守り体制や他の支援へのつなぎ
成年後見制度の申立の準備から後見人の選任まで	<ul style="list-style-type: none">・成年後見町長申立を含めた制度の利用支援・司法や福祉の専門職をはじめとする支援者チームでの支援の構築
成年後見制度の利用開始後の場面	<ul style="list-style-type: none">・成年後見人等への報酬助成・尊厳のあるその人らしい生活を継続するための継続した支援を通じた支援者ネットワーク構築や調整

6. 再犯防止の取り組みについて

(1) 再犯防止の取り組みとは

犯罪や非行をした者（以下「犯罪をした者等」という。）の中には、貧困や厳しい生育環境等、生きづらさや困難を抱える者が少なくありません。こうした生きづらさや困難を抱える犯罪をした者等に対して再犯を防止するためには、刑事司法の関係機関だけでは限界があるため、社会復帰後、地域社会で孤立させない支援を行う必要があります。

町における様々な活動や事業に犯罪をした者等の社会復帰を促進するという視点を反映させ、住民とともに安全・安心な地域づくりを進めていくことが再犯防止の取り組みの意義と言えます。

(2) 再犯防止推進計画について

再犯防止推進計画は、地域福祉計画等、関連する計画と一体的に策定される場合があり、再犯防止の取り組みの意義を周知する必要があることから、今回の計画策定に際し、包含して策定することとしました。なお、再犯防止推進計画において取り組むことが望ましい事項は次の通りです。

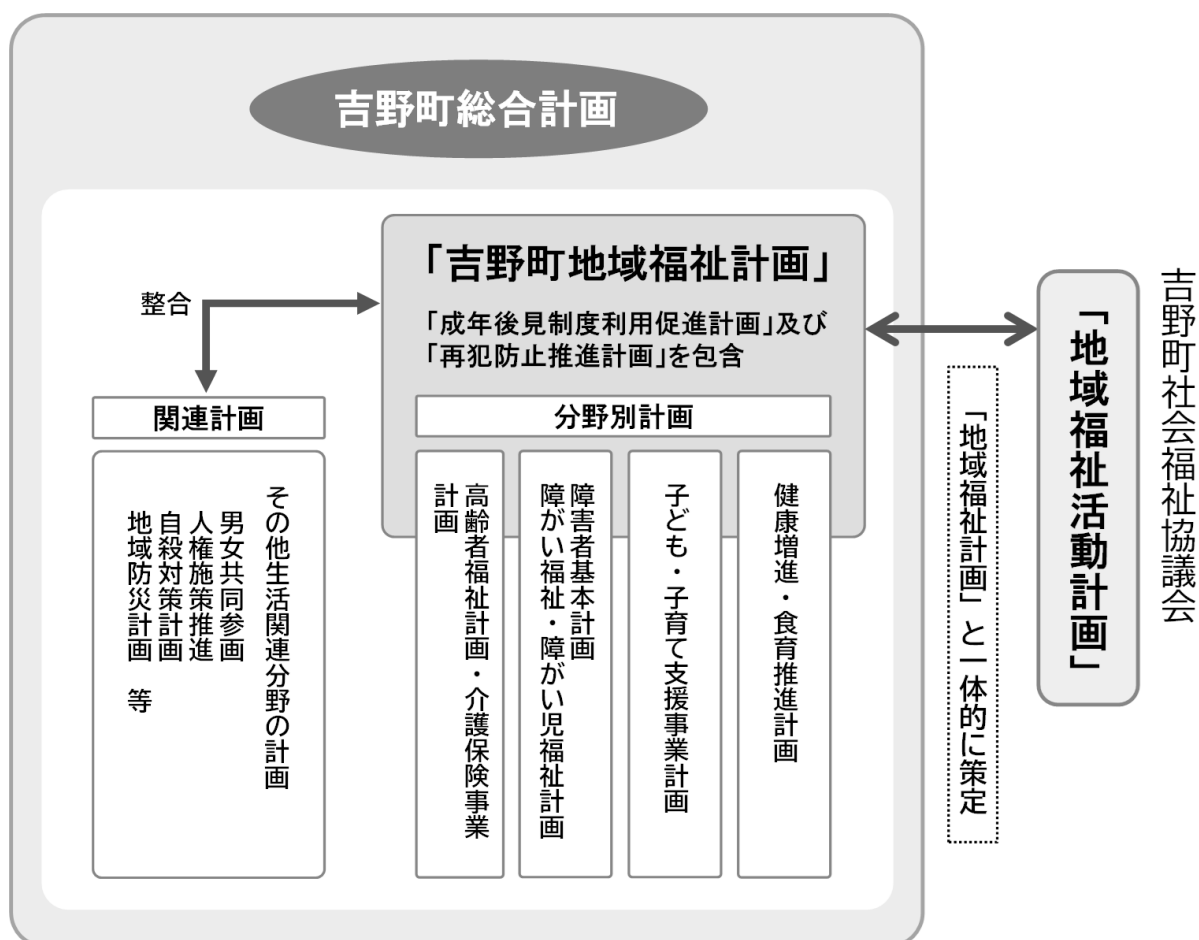
- ①就労・住居の確保等
- ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③学校等と連携した修学支援の実施等
- ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進等
- ⑥国・民間団体等との連携強化等

7. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、総合計画等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する分野別計画（高齢者、子ども、障がい者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連計画の上位計画として位置づけます。

なお、「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、同法第109条に規定されている「地域福祉活動計画」、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定する「再犯防止推進計画」を包含して一体的に策定します。



(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

計画期間中においては、取り組み状況を定期的に点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
「第2次吉野町地域福祉計画・地域福祉活動計画」					 次期計画

8. 本計画とSDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取り組みを推進しています。

《本計画と特に関係が深いSDGs》



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



11. 住み続けられるまちづくりを

あらゆる状態や立場の人を受け入れるとともに、安全かつ強靱で持続可能な地域社会を実現する。



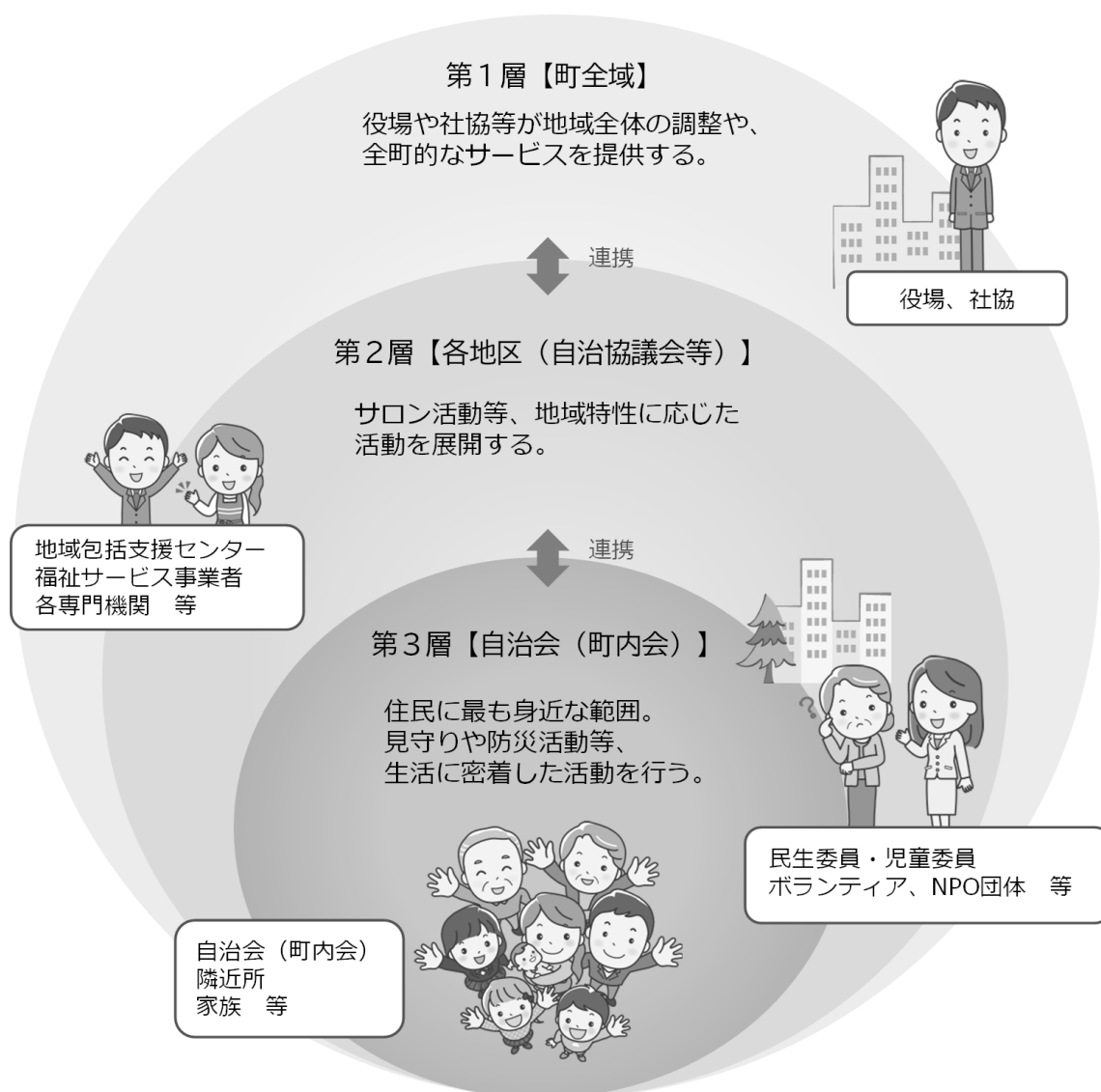
16. 平和と公正をすべての人に

すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

9. 圏域の考え方

地域福祉活動は、町内の各所で様々な取り組みが行われますが、その広さや大きさに応じた機能や役割があるため、本計画では、地域福祉活動を推進する範囲（圏域）を「町全域」、「各地区（自治協議会等）」、「自治会（町内会）」の3つに定めます。

レベル	各レベルの考え方
第1層 町全域	総合的な施策・事業の範囲であり、社協、各専門機関等と連携。
第2層 各地区（自治協議会等）	地理的条件や生活環境に共通性がみられ、地域特性に応じた活動を行う。
第3層 自治会（町内会）	お互いに顔の見える最も身近な圏域であり、生活に密着した活動を行う。



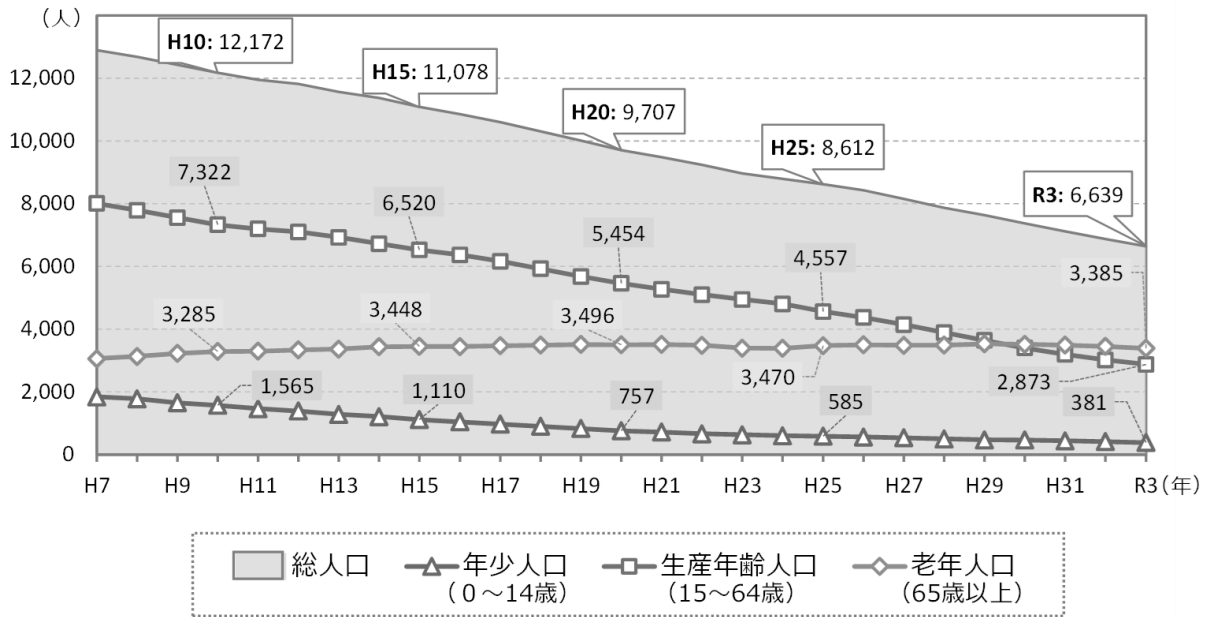
第2章 現状と課題

1. 町の現状

(1) 人口の推移

年齢3区分別の人口推移を見ると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いています。また、老年人口は平成29年まで増加していましたが、以降は減少に転じています。

◆人口の推移◆



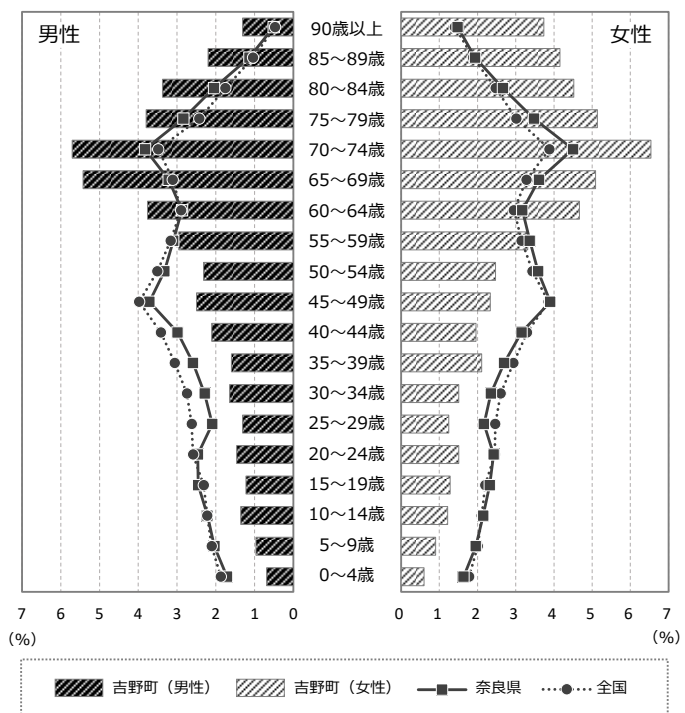
資料：総務省「住民基本台帳」※H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

(2) 人口の構成

全国と比べて、男女ともに0～54歳の割合が低く、60歳以上の割合は高くなっています。

◆人口の構成（5歳区分）◆

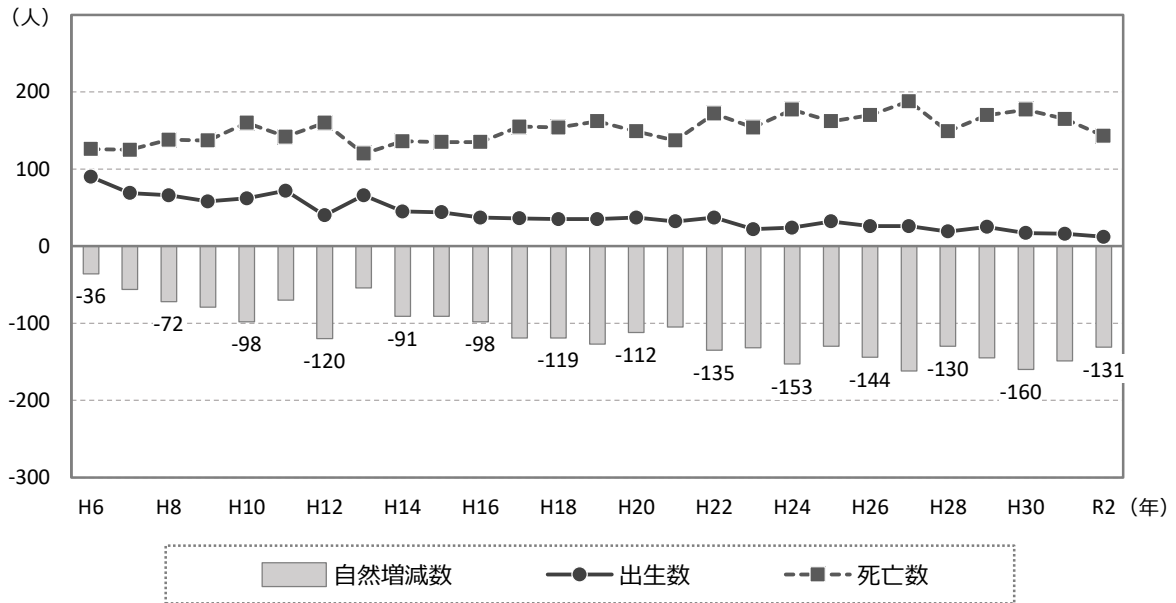
資料：総務省「住民基本台帳」
※令和3年1月1日時点



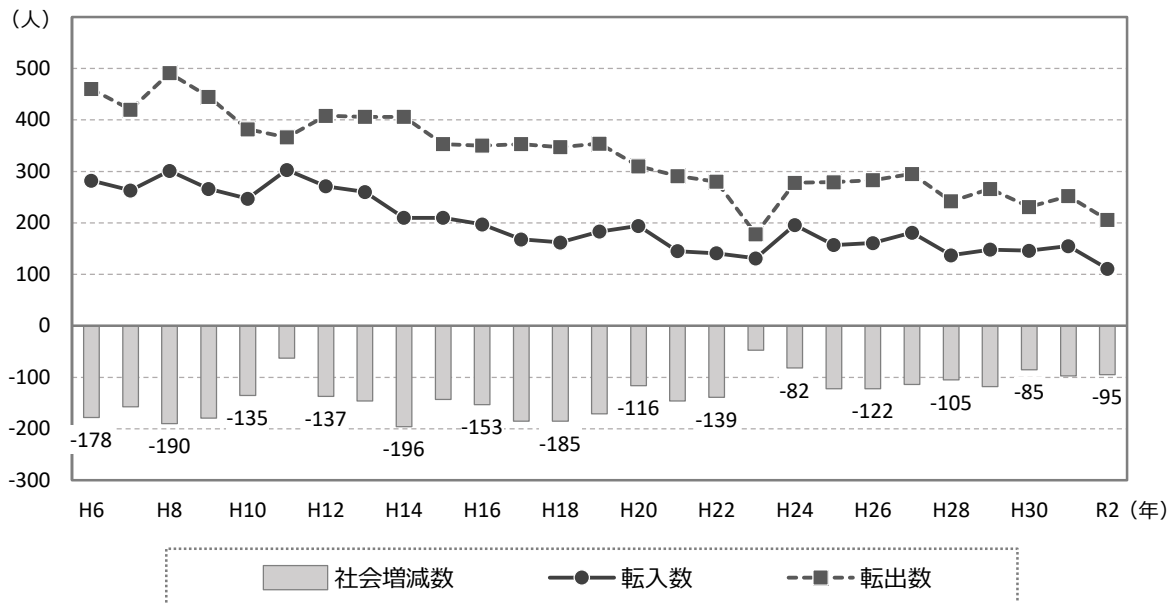
(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）と社会増減（転入数と転出数の差）は、それぞれ減少で推移しています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆



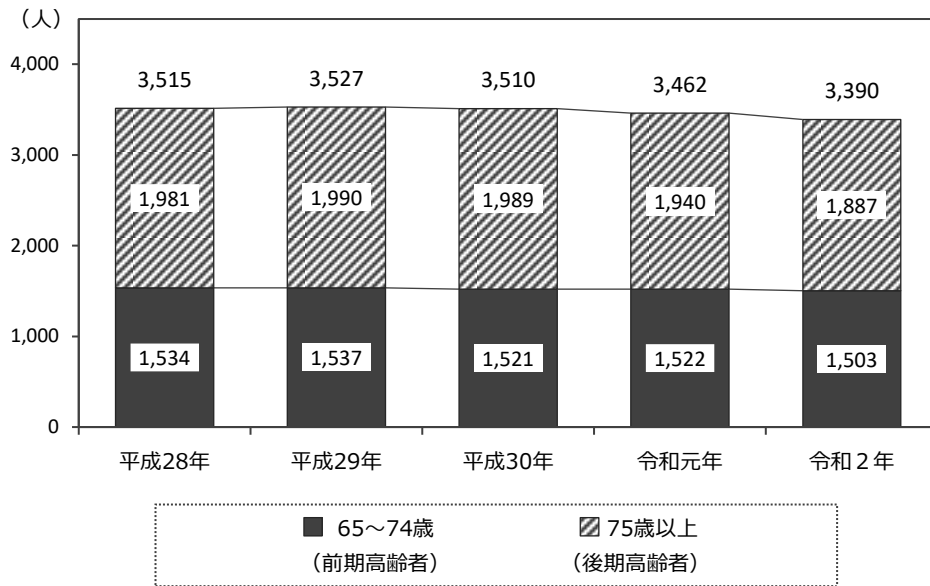
資料：総務省「住民基本台帳」

※H6～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

(4) 高齢者の状況

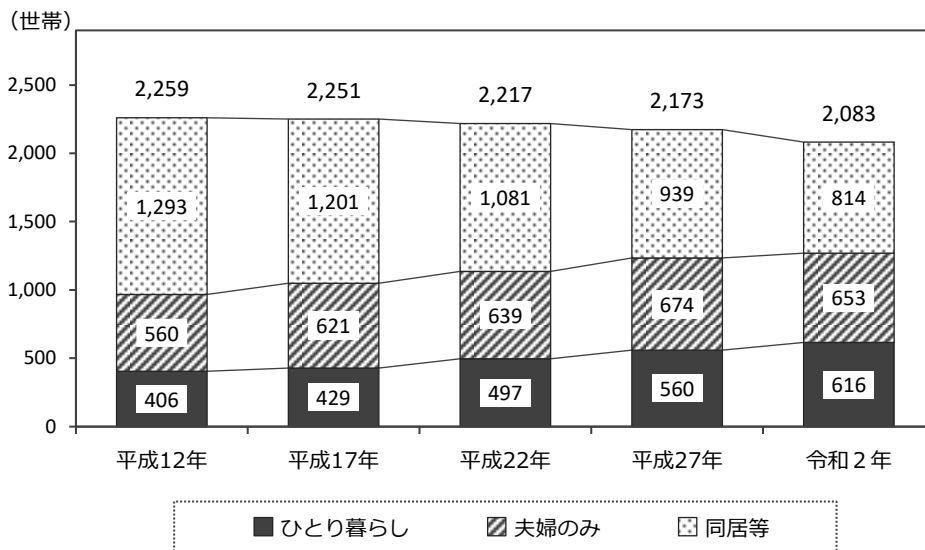
高齢者数は平成29年の3,527人をピークに減少に転じています。また、高齢者を含む全世帯数は平成12年以降、減少で推移していますが、高齢者のひとり暮らし世帯は増加が続いています。

◆高齢者数の推移◆



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

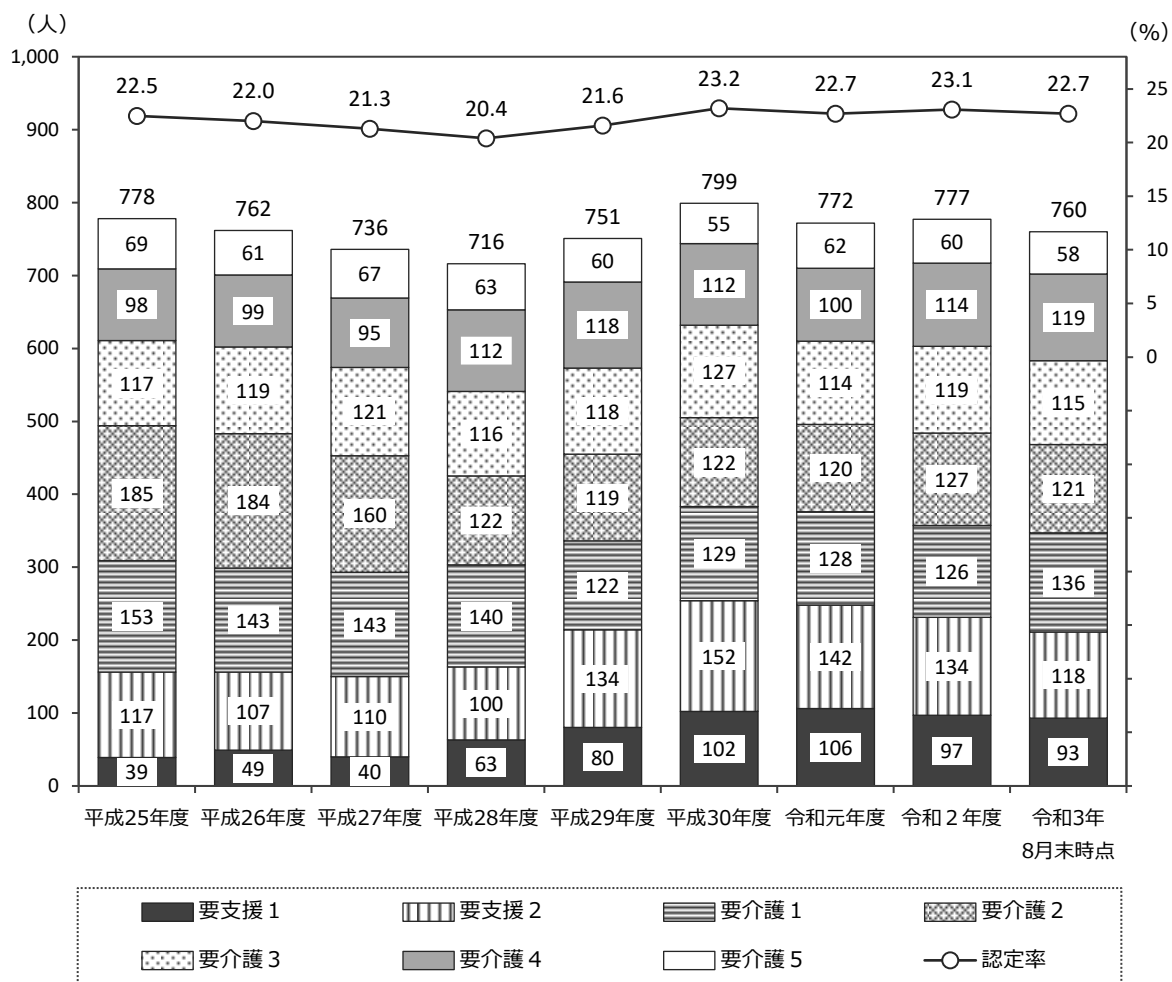
◆高齢者を含む世帯数◆



資料：国勢調査

要支援・要介護認定者等の状況について、認定者数は平成30年度をピークに減少傾向にあります。後期高齢者数の高止まりの影響もあり、認定率はおよそ4人に1人と高い状況です。

◆要支援・要介護認定者数・認定率の推移◆

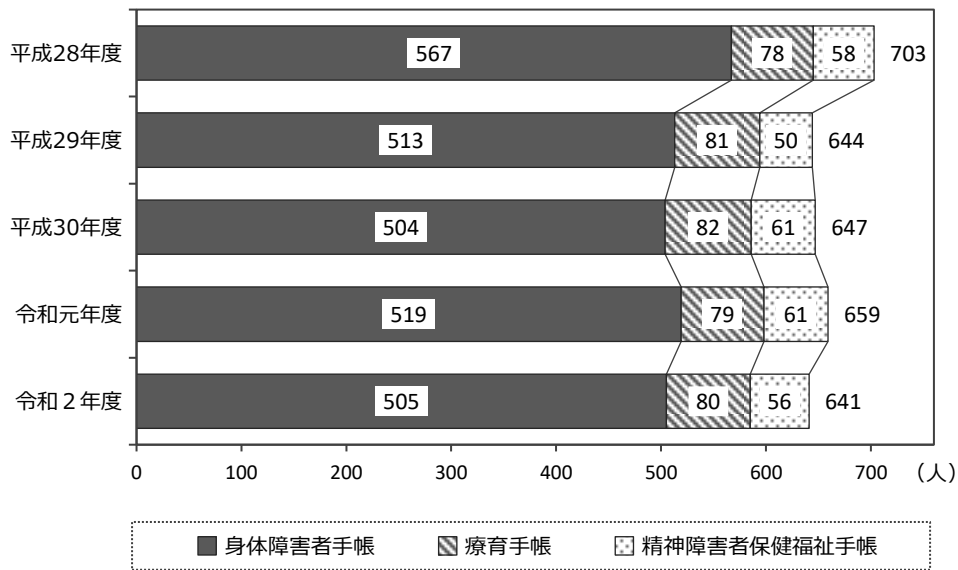


資料：平成25年度から令和元年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、
 令和2年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」、
 令和3年度：直近の「介護保険事業状況報告（月報）」

(5) 障がい者の状況

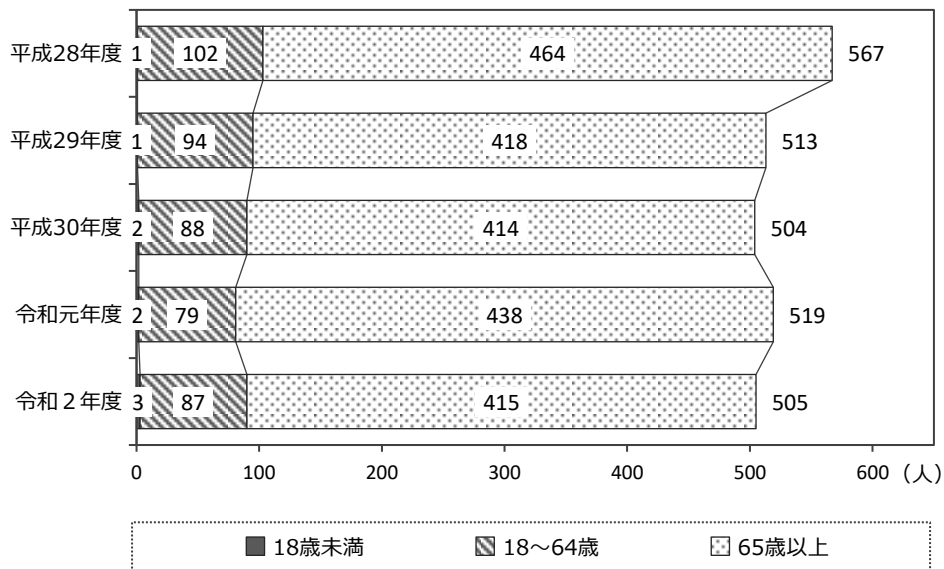
身体障害者手帳は減少傾向から横ばい傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の両方とも横ばい傾向で推移しています。また、年齢階層別でみると、身体障害者手帳は65歳以上、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳は18～64歳でそれぞれ多くなっています。

◆障害者手帳所持者数の推移◆



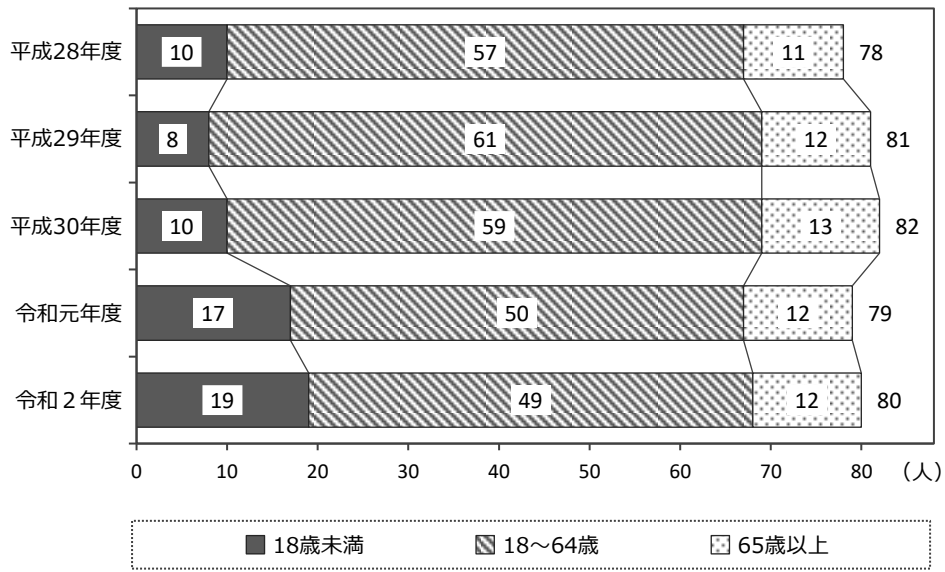
資料：吉野町（各年度末現在）

◆身体障害者手帳所持者の年齢階層別内訳◆



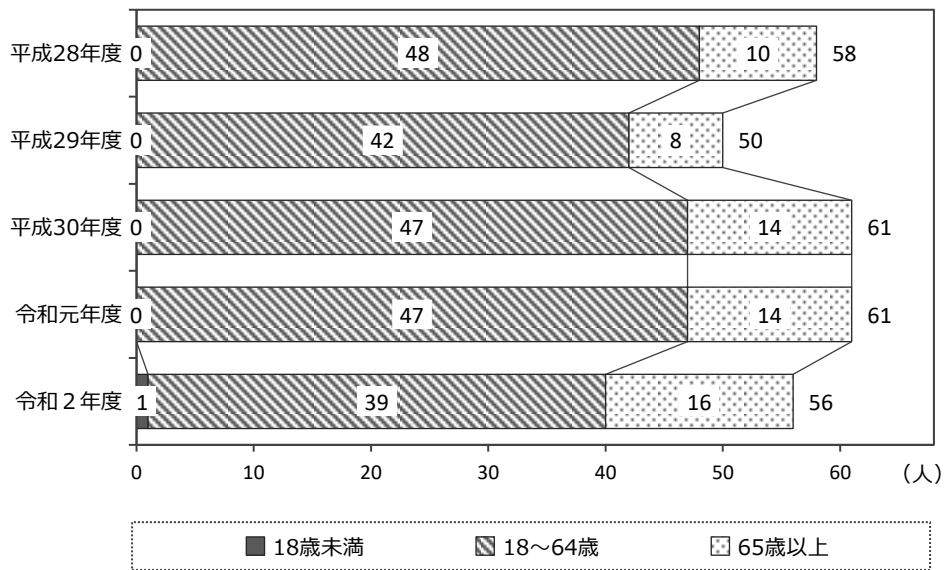
資料：吉野町（各年度末現在）

◆療育手帳所持者の年齢階層別内訳◆



資料：吉野町（各年度末現在）

◆精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢階層別内訳◆

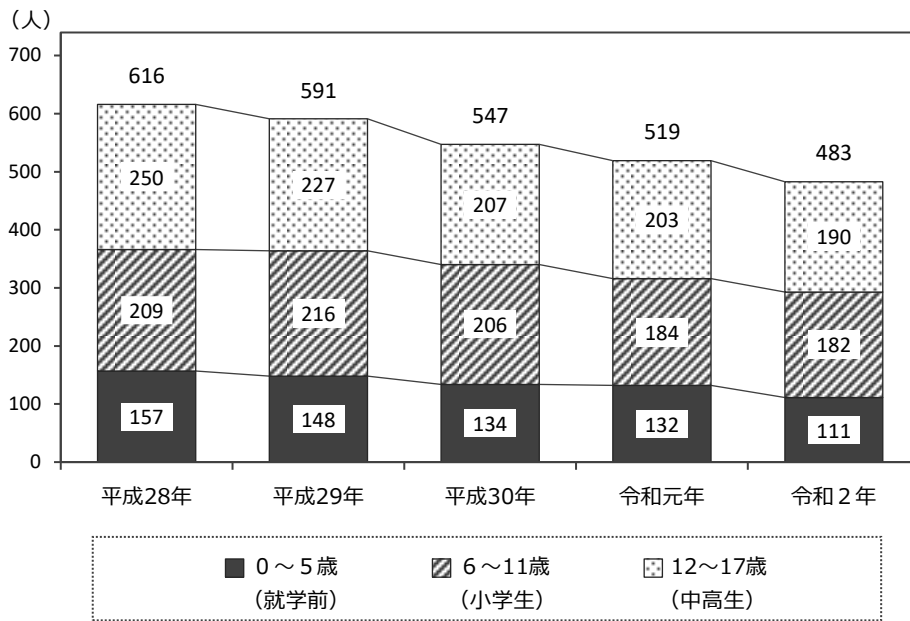


資料：吉野町（各年度末現在）

(6) 子どもの状況

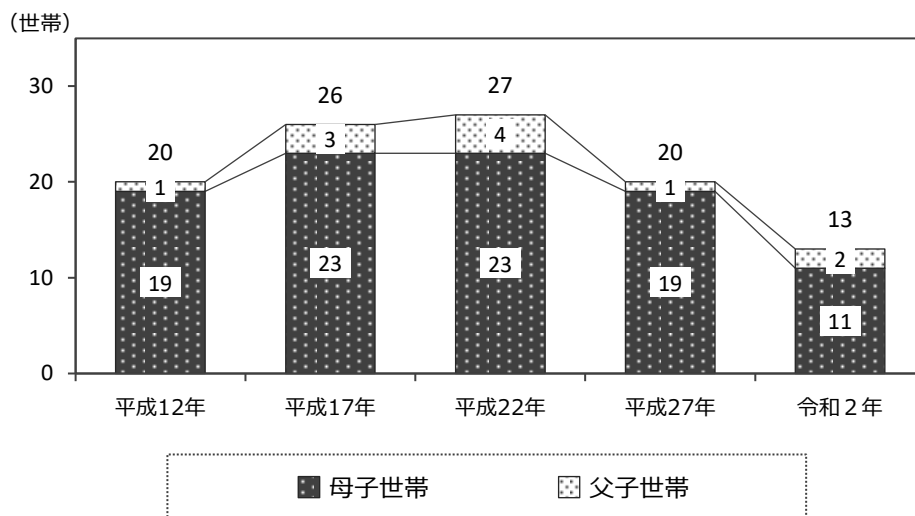
子どもの人口は全体として減少傾向にあります。また、ひとり親世帯数は平成22年をピークに減少に転じています。

◆子どもの人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）

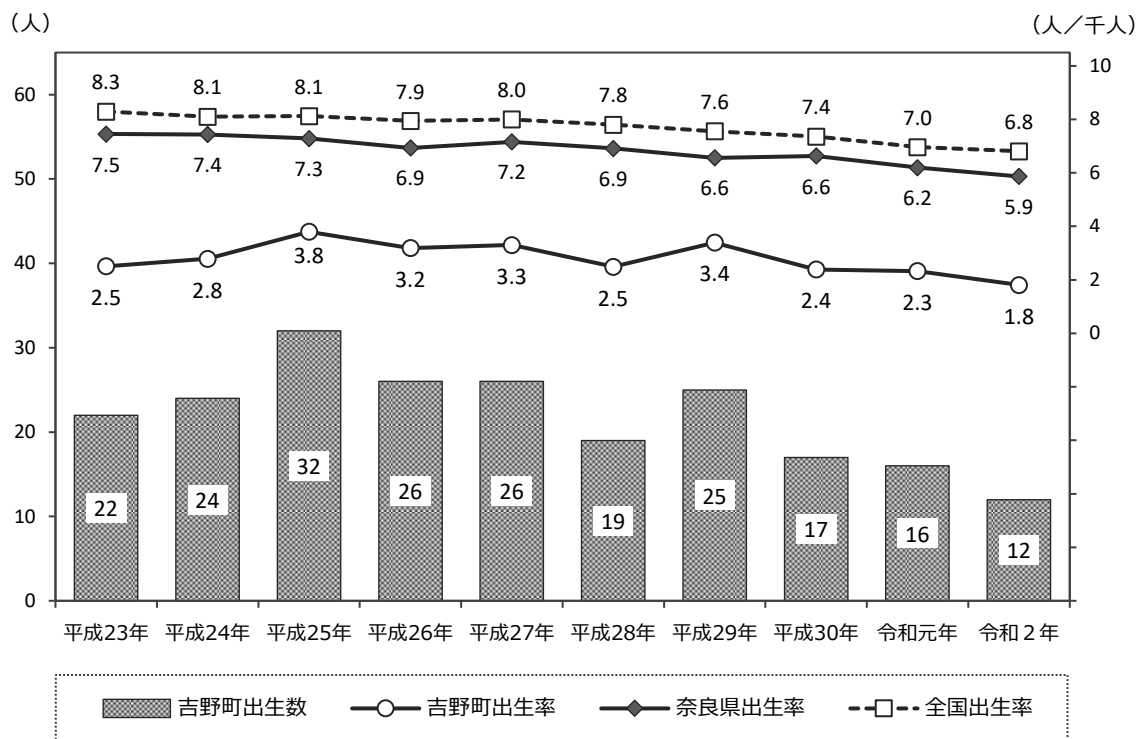
◆父子・母子世帯の推移◆



資料：国勢調査

出生率は、国及び県と比較して低く推移しています。また、出生数は平成25年の32人から減少傾向が続いており、令和2年の出生数は12人となっています。

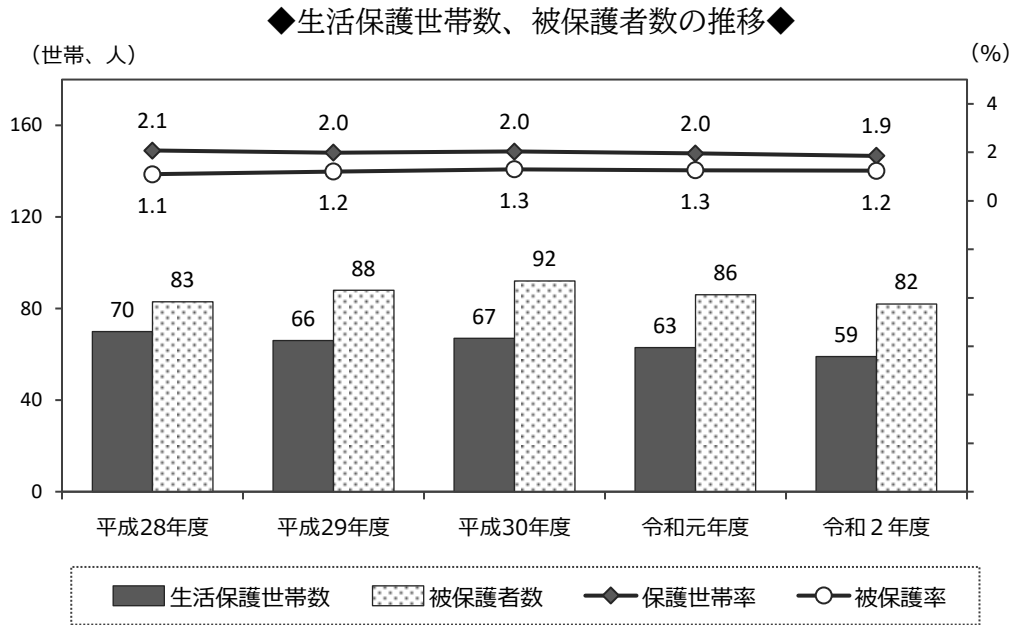
◆出生数・出生率の推移◆



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数

(7) 生活保護等の状況

生活保護世帯数は減少傾向ですが、被保護者数は横ばい傾向で推移しています。



資料：吉野町（各年度末時点）

2. アンケートから見る住民意識

(1) 一般住民の意識について

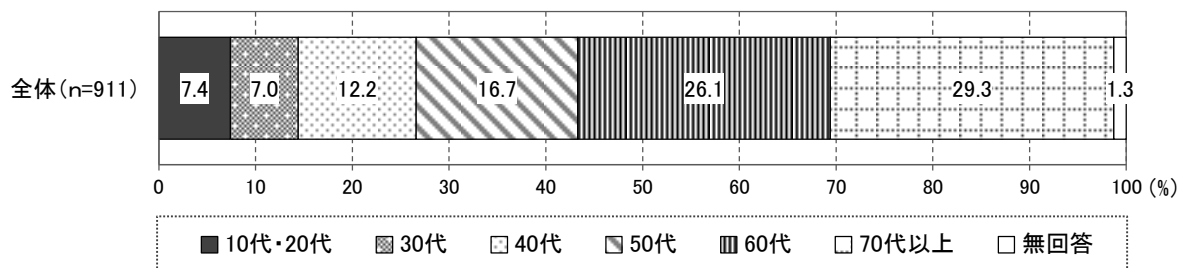
「第5次吉野町総合計画」の策定において、住民アンケートを実施しました。その結果のうち、地域福祉に関する設問について以下に抜粋し、一般住民の意識を探ることとします。

- 調査対象 18歳以上の町民
- 調査対象者数 2,000人（無作為抽出）
- 調査方法 郵送による調査票の配布・回収
- 調査期間 令和元年9月7日～9月27日

調査対象者数（配布数）	2,000票
回収数	911票
回収率	45.5%

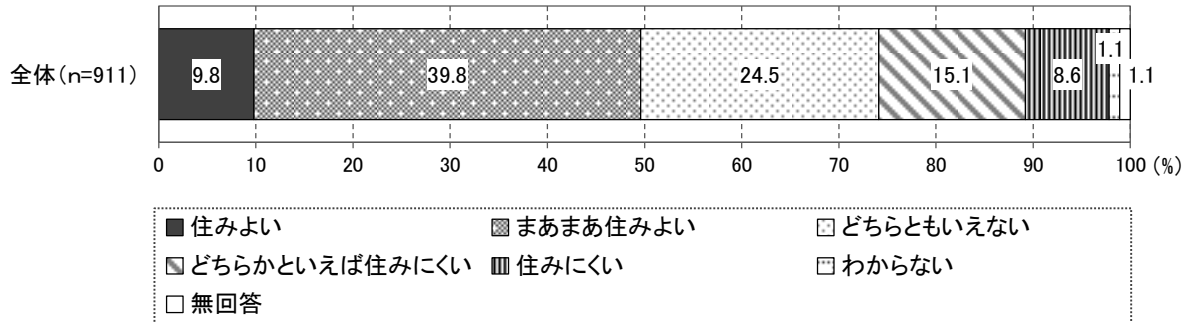
■回答者の年齢

「70代以上」が29.3%と最も高く、次いで「60代」（26.1%）、「50代」（16.7%）の順となっています。



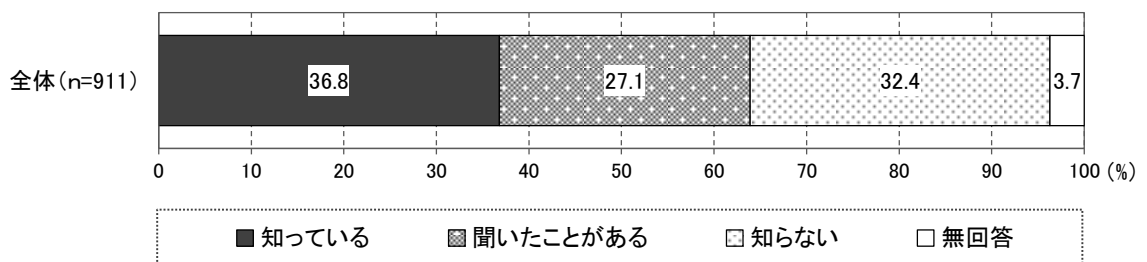
質問内容 今の住み心地についてどう思いますか。

吉野町に感じている住み心地は、「住みよい」（「住みよい」と「まあまあ住みよい」の合計）が49.6%となっており、全体の約半数を占めています。



質問内容 自治協議会について知っていますか。

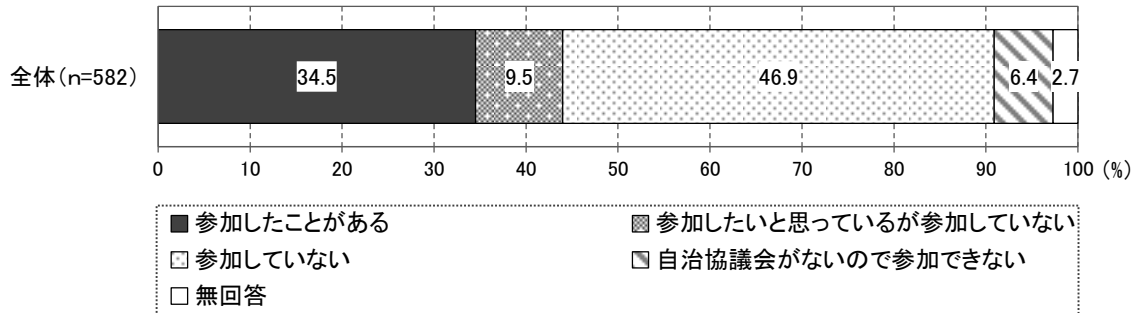
自治協議会について、「知っている」が36.8%と最も高くなっています。また、「聞いたことがある」と回答した回答者は27.1%であり、「知っている」の回答者と合わせて、約6割の回答者が自治協議会を認知しています。



質問内容

自治協議会の活動に参加したことがありますか。

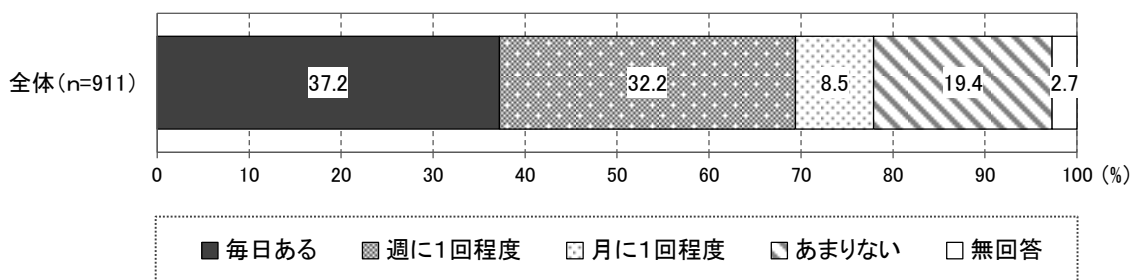
自治協議会について、「参加していない」が46.9%と最も高く、次いで、「参加したことがある」(34.5%)、「参加したいと思っているが参加していない」(9.5%)の順となっています。



質問内容

隣近所の方と顔を合わせて話をする頻度はどの程度ありますか。

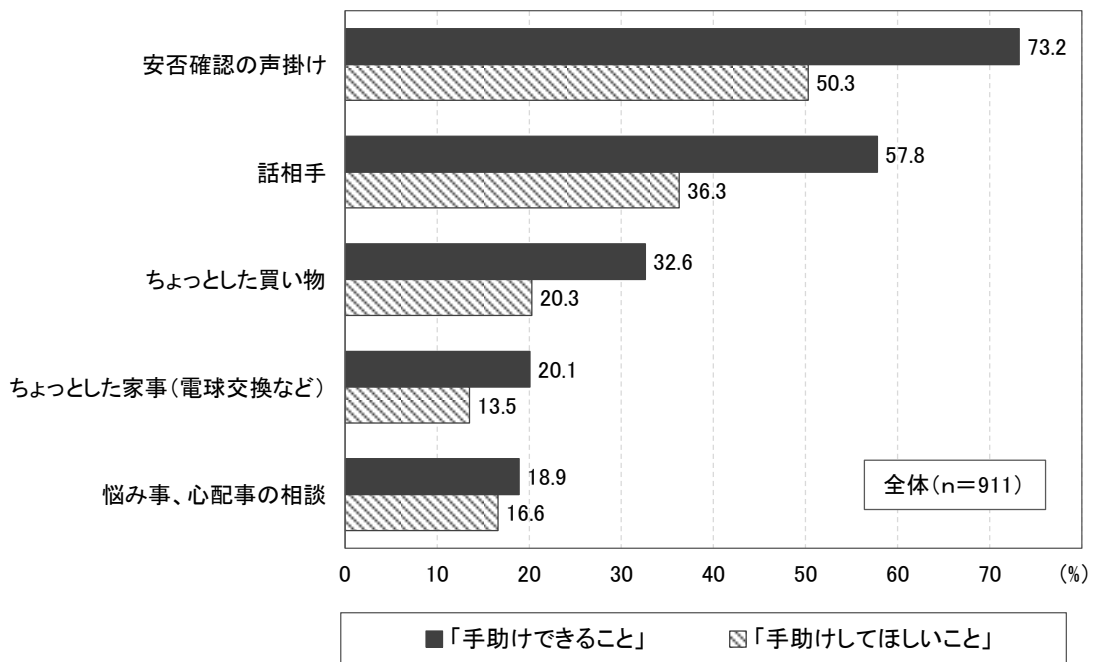
近所付き合いについて、「毎日ある」が37.2%と最も高く、次いで、「週に1回程度」(32.2%)、「あまりない」(19.4%)の順となっています。全体の2割程度が近所付き合いの頻度が少なくなっています。



質問内容 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたにできることは何ですか。また、生活上隣近所の人に手助けをしてもらったらどんなことをしてほしいですか。(複数回答可) ※グラフは上位5番目まで

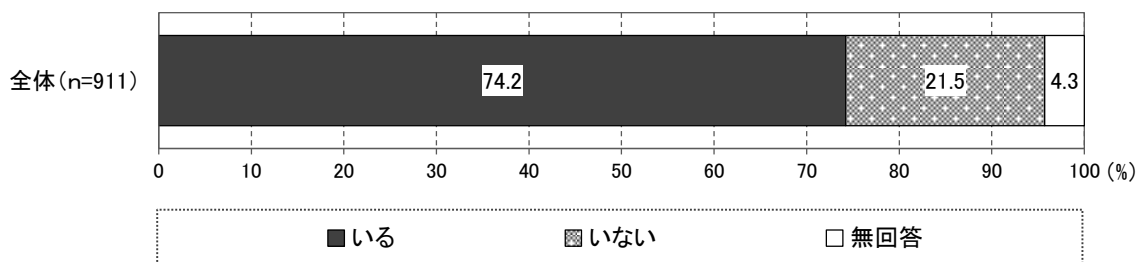
手助けできることについては、「安否確認の声掛け」が73.2%と最も高く、次いで、「話し相手」(57.8%)、「ちょっとした買い物」(32.6%)の順となっています。

手助けしてほしいことについては、「安否確認の声掛け」が50.3%と最も高く、次いで、「話し相手」(36.3%)、「ちょっとした買い物」(20.3%)となっています。



質問内容 「子育て」や「家族」のこと、「介護」や「認知症」等、生活上のことで悩んだり困った時に身近に相談できる人がいますか。

相談相手が「いる」は74.2%、「いない」は21.5%となっています。

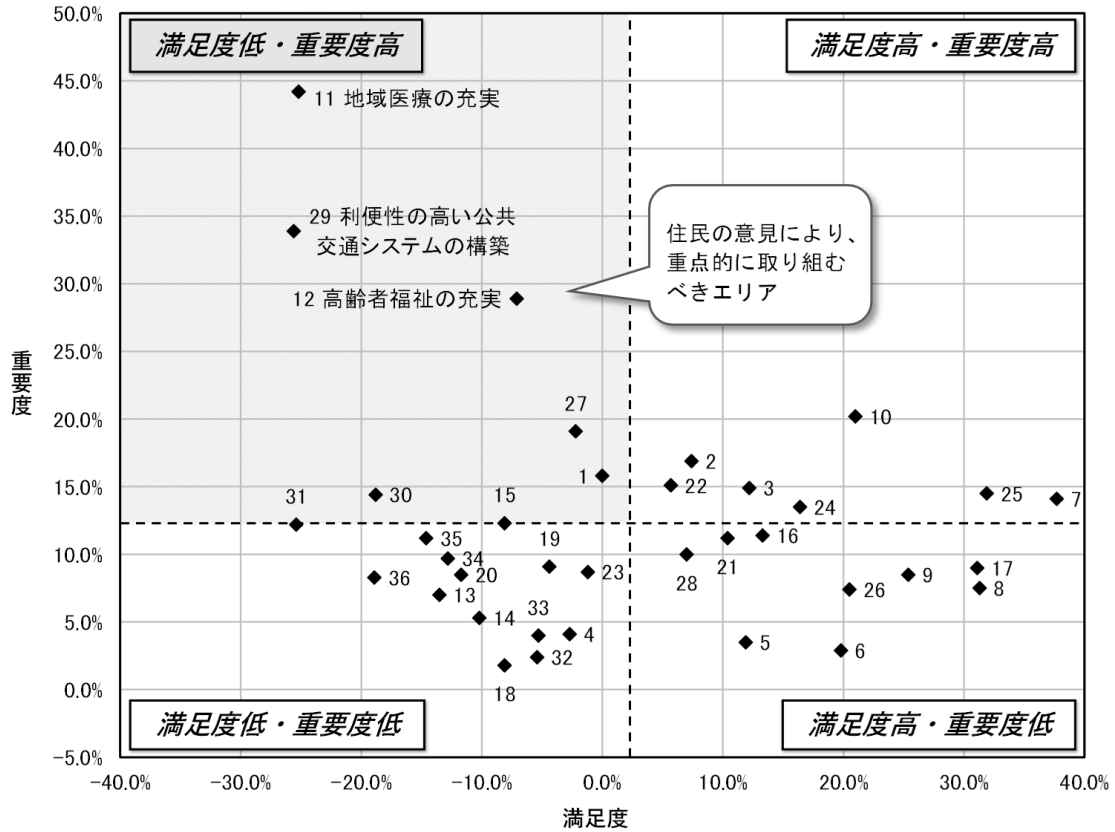


質問内容

町の施策への意識（満足度と重要度）

町の施策に対する重要度と満足度を伺ったところ、「地域医療の充実」、「利便性の高い公共交通システムの構築」、「高齢者福祉の充実」の3施策が、他の施策と比べて、特に重要度が高く満足度が低い施策（町として重点的に取り組むべき施策）となっています。

満足度・重要度の相関図



No	施策名	重要度	満足度	No	施策名	重要度	満足度
1	子育て環境の整備	15.8%	0.0%	19	農林漁業の振興	9.1%	-4.4%
2	子育て支援の充実	16.9%	7.4%	20	商工業の振興	8.5%	-11.7%
3	学校教育の充実	14.9%	12.2%	21	木材関連産業の振興	11.2%	10.4%
4	地域ぐるみでの青少年の健全育成	4.1%	-2.7%	22	魅力あふれる観光の振興	15.1%	5.7%
5	社会教育と生涯学習の推進	3.5%	11.9%	23	地域間交流と定住の促進	8.7%	-1.2%
6	社会体育と生涯スポーツの推進	2.9%	19.8%	24	地域防災力の向上	13.5%	16.4%
7	世界遺産・歴史文化の保全と活用	14.1%	37.7%	25	消防・救急体制の充実	14.5%	31.9%
8	人権が尊重されるまちづくり	7.5%	31.3%	26	交通安全・防犯対策の推進	7.4%	20.5%
9	健康づくり事業の充実	8.5%	25.4%	27	安全で快適な道路・河川の整備	19.1%	-2.2%
10	高齢者等の生きがい・健康づくりの推進	20.2%	21.0%	28	安全で快適な上下水道の整備	10.0%	7.0%
11	地域医療の充実	44.2%	-25.2%	29	利便性の高い公共交通システムの構築	33.9%	-25.6%
12	高齢者福祉の充実	28.9%	-7.1%	30	安全で快適な居住環境の整備	14.4%	-18.8%
13	障がい者福祉の充実	7.0%	-13.5%	31	地域特性を活かした土地利用の推進	12.2%	-25.4%
14	地域福祉活動の充実	5.3%	-10.2%	32	協働のまちづくりの推進	2.4%	-5.4%
15	社会保障制度の円滑な運営	12.3%	-8.1%	33	住民参加と開かれた町政の推進	4.0%	-5.3%
16	自然環境の保全・保護	11.4%	13.3%	34	財政健全化と行財政改革の推進	9.7%	-12.8%
17	廃棄物の適正な処理	9.0%	31.1%	35	職員の人財育成	11.2%	-14.6%
18	低炭素社会の実現への取り組み	1.8%	-8.1%	36	住民目線の行政経営とマネジメント体制の構築	8.3%	-18.9%

(2) 関係団体調査について

本計画の策定に際し、まちづくりや高齢者、障がい者、子ども・子育て等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、地域福祉に関する考えや意見をうかがいました。

- 調査時期 令和3年8月24日～9月9日
- 調査内容 ①相談体制について
②地域コミュニティへの支援について
③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について
④分野を横断する共通の取り組みについて

■ご回答いただいた関係団体

- ①吉野町PTA連合会
- ②吉野町母子寡婦福祉連合会
- ③吉野町老人クラブ連合会
- ④吉野町身体障害者福祉協会
- ⑤吉野町手をつなぐ育成会
- ⑥吉野町民生児童委員協議会
- ⑦吉野町人権のまちづくり推進協議会
- ⑧吉野町保護司会

■関係団体調査の結果

関係団体から寄せられた意見をもとに、次のように結果をとりまとめました。

①相談体制について

- 相談内容の複雑化・複層化に対応できるよう、あらゆる相談を受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制の構築と、相談しやすい環境づくりが求められます。
- 専門人材の確保に加えて、関係機関や各種団体等のネットワークの構築と、情報共有や意見交換の場の機会が求められます。

②地域コミュニティへの支援について

- 地域コミュニティの活性化のため、地域住民がそれぞれの立場で地域活動に参加できるきっかけづくりが必要です。
- 地域における助けあい・支えあいの推進のため、それぞれの立場や身になって物事を考えられるよう福祉教育を推進する必要があります。
- 日常の移動手段としてデマンドバスが運行されており、運行状況等をみて住民がより利用しやすいよう改善していく必要があります。

③住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について

- 地域住民が身近な場所でサロン活動等を行えるよう、地区公民館等の有効利用を進めるとともに、空き家等の活用を検討する必要があります。
- 少子高齢化の進展により、地域における多世代交流が減少しつつあることから、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の人が出会い参加できる交流の場づくりが必要です。

④分野を横断する共通の取り組みについて

- 様々な立場の人の就労や活躍の場の確保について、互いの立場や状況を地域住民同士で認めあう中で、就労に資する新たな社会資源の開拓や地域での活躍の場の提供等に努める必要があります。
- 居場所や地域拠点の整備について、各地域において世代や身体の状態を問わずに交流できる居場所や、気のあう仲間が様々な目的をもって活動できる拠点整備を推進する必要があります。

3. 前計画における課題と対応

- ◆前計画においては、町が「地域福祉計画」を策定し、その1年後に社協が「地域福祉活動計画」を策定するという年度ずれが生じていました。今回の計画では両計画を一体的に策定して、町と社協が連携を深めて地域福祉活動を行いやすい体制づくりに努めます。

- ◆前計画で設定した施策のうち、町や社協でそれぞれ着実に実施できた施策がある一方、未実施や効果の小さな施策も見られました。特に、広報・啓発の充実や担い手育成に力を入れることで、未実施や効果の小さな施策の解消をめざすとともに、住民が地域で安全・安心に暮らし続けられる環境を築き、助けあい・支えあいの心による活動の充実に努めます。

- ◆前計画の策定時以降、少子高齢化やライフスタイルの多様化が進み、個人や世帯が抱える課題も複雑化・複合化してきました。このような諸課題に対応するため、本町では、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対し、相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止め支援につなぐ包括的な支援体制の整備をめざします。

- ◆本計画においては、地域福祉活動の取り組み状況の把握と各施策・事業の進捗管理を定期的に行い、各施策・事業の着実な進行と適切な見直しにつなげていくこととします。

4. 本計画における課題

町の現状や各種調査、前計画における課題等から、次の通り、本計画での課題を整理するとともに、これらの課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

■一般住民の意識調査より

- 年齢にとられない地域活動への参加促進
- 日常の移動手段や公共交通の確保
- 医療体制への不安の解消
- 高齢者への福祉サービスの充実

■関係団体調査より

- 地域福祉活動を支える人材の育成
- 住民同士の関係を築く機会や社会参加・サロン活動等の場の提供と充実
- どのような相談でも受け止められる包括的な相談支援体制の構築
- 世代や身体の状態を問わない交流や活動の場の提供と充実
- それぞれの立場や身になって物事を考えられる福祉教育の推進

■その他、取り組むべき課題

- 地域福祉に対する理解の促進と情報提供
- あらゆる人への虐待や暴力の防止と早期発見・早期対応できる体制づくり
- 障がい者や子ども・子育てに関する支援の充実
- 障がい者や生活困窮者等への就労支援・住まいの確保等への支援
- 様々な感染症への対策
- 災害時における地域での支援体制づくり
- 成年後見制度の利用促進等による権利擁護の推進
- 行政における全庁的・分野横断的な支援体制づくり
- 社協との連携の強化

第3章 計画の理念と体系

1. 計画の基本理念

健康で安心して暮らし続けられる ^{ともい} 共生きのまち
～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～

本町では、これまでの地域福祉計画・地域福祉活動計画において、「ともに支えあい、地域で安心して暮らせる、笑顔あふれるまちづくり」を基本理念に掲げて様々な施策を実施してきました。

本計画においては、新たな基本理念となる「健康で安心して暮らし続けられる 共生きのまち ～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～」を掲げて、福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

少子高齢化、核家族^(※)や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、ライフスタイルの多様性に伴い、一人ひとりが抱える生活課題も多種多様となっている現在、「地域共生社会」の実現のためには、住民同士による福祉活動の強化や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

住民同士に助けあい・支えあいの心が根つき、住民の誰もが幸せに暮らせる地域づくりをめざして、この基本理念のもと、総合的で持続可能な福祉のまちづくりに取り組みます。



2. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定します。

基本目標1 地域を支える福祉の人づくり

- あらゆる立場の人に関する理解を促進するため、人権の尊重や部落差別（同和問題）の解消、男女共同参画^(※)につながる取り組みの充実に努めます。
- 学校や地域等において様々な福祉学習の機会を設け、福祉の心の醸成を図ります。
- 地域や近所付き合いの中で、福祉の心による助けあい・支えあいが実践できる人づくりに取り組みます。
- 社協と連携して、ボランティア意識の向上とボランティア活動が促進される環境づくりを進めます。
- 地域での福祉活動を支えるキーパーソン^(※)となるリーダーの育成に努めます。

【施策の方向】

- 1-1 福祉の心の醸成
- 1-2 地域福祉を担う人材の育成

基本目標2 豊かに暮らせる生活環境づくり

- ひとり暮らしや高齢者世帯、要配慮者（高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、日本語に不慣れな外国人等）のおられる世帯等への見守り活動を推進します。
- 地域住民が自主的に活動できるよう、地域サロン^(※)の立ち上げや運営等を支援します。
- 様々な福祉ニーズに対応できるよう、住民や団体等の交流を促進し、地域福祉の輪を広げます。
- 近所での日常の助けあい・支えあいの心を醸成し、住民力を生かした地域福祉の取り組みを進めます。
- 地域住民と各種団体やサービス提供事業所等の連携を一層深めるとともに、会議等による意見交換・情報共有を図る等、地域ネットワーク機能の強化に努めます。

【施策の方向】

- 2-1 福祉による地域づくりの推進
- 2-2 地域ネットワーク機能の強化

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

- どのような相談でも受け止めるため、行政と関係機関との包括的な連携を強化するとともに、適切な福祉サービスが行き届く情報発信の充実等を図ります。
- 相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設に取り組みます。
- 災害時に配慮を要する人に対する避難支援体制の強化や福祉サービスの充実、公共施設等におけるバリアフリー^(※)化・ユニバーサルデザイン^(※)化の推進により、誰もが住みやすいまちづくりに努めます。
- 日常生活に欠かせない公共交通網の維持に努めます。
- 様々な理由により困難を抱える方を支える仕組みづくりや、虐待・暴力の防止と早期発見・早期対応、成年後見制度の利用促進等に取り組むことで、セーフティネット機能の強化に努めます。

【施策の方向】

- 3-1 包括的な支援体制整備と情報発信の充実
- 3-2 安全・安心な地域社会の構築
- 3-3 セーフティネット機能の強化

3. 施策体系



第4章 施策の展開

基本目標1 地域を支える福祉の人づくり

施策の方向1-1 福祉の心の醸成

◇人権とは、私たちが幸せに生きるための権利であり、人種や民族、性別等に関わらず一人ひとりに備わった権利です。人権教育や人権に関する啓発等により、お互いの立場を尊重できる環境づくりを推進する必要があります。

◇地域住民の一人ひとりが福祉に対する関心をさらに高められる地域づくりを促進することから、児童生徒やその親世代、高齢者等、あらゆる人に開かれた福祉の学びの機会を設ける必要があります。

◆施策その1 人権意識の高揚

本町では、高齢者、障がい者、子ども、女性、生活困窮者等、あらゆる人の人権に関する啓発活動と人権教育の推進、差別や人権侵害の解消、男女共同参画社会の推進等、人権に関する様々な取り組みを進めています。

一人ひとりの立場を大切にする福祉のまちづくりを推進するため、引き続き人権尊重に向けた取り組みを進めます。

《施策の内容》

(1) 部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消、男女共同参画等への取り組み

- ・家庭、地域、学校、職場等における人権啓発や部落差別の解消、男女共同参画の推進のため、町や社協の広報誌やホームページ等による啓発活動の充実に努め、人権に関する理解を深めることにより人権の尊重につなげます。
- ・人権意識を高め、お互いを尊重しあう地域づくりのために、関係機関と連携を図りながら、差別をなくす町民集会や人権教育さわやかセミナー等を通して人権の学びの機会の提供に努めます。

(2) 学校における人権教育

- ・子どもたちが人権についての理解を深め、人権を尊重する主体としての自己有用感を育てるとともに、他者とのつながりの中で自己実現していく子どもを育てる取り組みを進めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において人権に関する理解を深め、お互いを尊重する心を育みましょう。 ・人権に関する学びの場に積極的に参加しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対し、人権教育を行いましょ。 ・地域における人権の学びの場に積極的に参加しましょう。 ・職員の人権意識を高めることにより、人権に配慮したサービスの提供に努めましょ。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で人権に関する情報を発信します。 ・社協職員の人権意識を高めることにより、一人ひとりの人権に配慮した福祉サービスの提供に努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で人権に関する情報を発信します。 ・学校や地域における人権の学びの機会を提供・支援します。 ・町職員に対して人権教育を行い、職員の資質の向上に努めます。

◆施策その2 福祉教育の推進

本町では、地域に根差した多様な人々のつながりと協働のもとで、豊かな福祉観を育む実践を展開し、地域住民が互いに幸せや豊かさを実感しながら人生を過ごせる、地域住民が主役となるまちをめざして様々な取り組みを進めています。

《施策の内容》

<p>(1) 学校園における地域福祉への学びの機会提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次代を担う子どもたちが幼少期から福祉や地域福祉の取り組みに共感が持てるように、高齢者・障がい者や地域住民との交流を通して、教育の場における福祉への学びに取り組みます。 ・小・中学校において、認知症や高齢者の気持ちや接し方等を考えることができるよう、福祉担当課等による出前講座の実施を検討します。 ・一人ひとりの違いを豊かさとして捉えるとともに、他者を大切な存在として捉え、多様性を認め尊重する意識や態度を育てます。
<p>(2) ライフステージに応じた福祉の学びの機会提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習活動における講座や講演会等を通して、住民が福祉に関して学ぶことができる機会の提供に努めます。

《施策を推進するための主な役割》

<p>地域住民・地域組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域において福祉に関する理解を深め、関心を持ちましょう。 ・地域や近所付き合いの中で、困っている人がいたら、お互いに助けあい、支えあう関係をつくりましょう。 ・福祉に関する学びの場に積極的に参加しましょう。
<p>事業所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員等に対し、福祉教育を行いましょ。 ・福祉サービス事業者においてはその専門性を生かして、地域住民に対して福祉の学びの場を提供しましょう。
<p>社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で福祉の学びに関する情報を発信します。 ・地域における福祉の学びの機会を提供・支援します。 ・中学校における高齢者・障がい者の疑似体験学習や、ふれあい郵便事業（月1回お便りボランティアによるひとり暮らし高齢者への安否確認を目的とした手紙を郵便局員が本人に手渡す事業）における、中学生の絵はがき形式によるお便りの作成等を実施します。
<p>吉野町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページ等で福祉の学びに関する情報を発信します。 ・就学前及び学校における子どもへの福祉教育を推進します。 ・地域における福祉の学びの機会を提供・支援します。



高齢者疑似体験学習（中学校）



ふれあい郵便
（中学生によるお便りボランティア）

施策の方向1－2 地域福祉を担う人材の育成

- ◇本町では、少子高齢化や人口減少に伴い地域福祉活動の担い手不足が問題となっています。日常生活における地域での助けあい・支えあいのために、地域福祉に関する担い手の育成は喫緊の課題と言えます。
- ◇地域の様々な福祉課題の解決に向けて、地域でのボランティア活動への意識の醸成や定着をめざして取り組みを進める必要があります。
- ◇それぞれの立場や関心に沿いながら、元気な高齢者や青壮年等、世代を問わない地域福祉活動への参画を促進する必要があります。

◆施策その1 ボランティアの育成

住民のボランティア意識の向上と担い手の育成のため、社協と連携して、幅広い年齢層がボランティアに関われるよう様々な事業や支援を行うとともに、住民の多彩な才能をボランティア活動に生かせる環境づくりを進めます。

《施策の内容》

(1) ボランティア活動の担い手の育成

- ・世代を問わず誰でも気軽に取り組めるよう、社協や各種団体等と連携して、ボランティア活動の担い手の育成とボランティア活動への参加を促進します。
- ・健康ボランティア養成講座や認知症サポーター^(※)養成講座、子育て支援サポーター養成講座等によりサポーター数の拡大を図るとともに、ボランティア活動への理解と意識の醸成を図ります。

(2) ボランティア活動の普及・拡大

- ・ボランティア団体の活性化のため、ボランティア団体間の連携や各種情報の提供に努めます。
- ・支援を必要としている人のニーズを把握し、ボランティアをしたい人が適切に活動できるように努めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの知識と技能を生かせる奉仕活動であるボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加するようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献の観点から、職員のボランティア活動等への参加を促進しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動について、広報誌やホームページ等で情報発信します。 ・個人や団体のボランティア活動を把握し、ボランティア活動の参加促進と団体間の連携強化に努めます。 ・ボランティア活動に対する活動助成や相談、情報提供、活動に必要な備品の貸出を行います。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動について、広報誌やホームページ等で情報発信します。 ・各種講座の開催等を通してボランティアの育成に努めます。 ・社協と連携して、ボランティア活動に関する情報提供や活動支援を行います。



地域におけるボランティア活動①



地域におけるボランティア活動②

◆施策その2 地域福祉活動の担い手の育成

住み慣れた地域で暮らせるよう助けあい・支えあいの精神に基づく地域福祉活動を促進する必要があるため、そのキーパーソンとなるリーダーの育成を行います。また、PTA等だけではなく、自治会等についても若い世代が積極的に関われる環境づくりを進め、多世代が共に地域の担い手となれるよう努めます。

《施策の内容》

(1) 地域福祉活動の担い手の育成

- ・地域福祉活動に関する取り組みについて情報を発信します。
- ・自治会等の地域組織活動に若年層も積極的に参画できるよう啓発します。
- ・地域福祉活動のキーパーソンとなるリーダーの育成に努めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人ひとりが、助けあい・支えあいの精神による地域の担い手であることを意識しましょう。 ・青壮年や元気な高齢者も、自治会等の地域組織活動に積極的に取り組みましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献の観点から、事業所として職員と共に地域福祉活動へ参加しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・町で取り組まれている地域福祉活動について、広報誌やホームページ等で情報発信します。 ・地域住民向けの福祉学習の開催により、助けあい・支えあいの必要性に関する意識の醸成に努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・町で取り組んでいる地域福祉活動について、広報誌やホームページ等で情報発信します。 ・セミナーの開催等により、地域福祉活動のリーダーの育成に取り組みます。

基本目標2 豊かに暮らせる生活環境づくり

施策の方向2-1 福祉による地域づくりの推進

- ◇高齢者や子ども等に関する見守りや担い手の育成、関係団体や事業者との連携、日常の近所付き合いにおけるあいさつ等を通して、地域での見守り活動を活発にすることにより、安全・安心な地域づくりを進める必要があります。
- ◇地域住民のつながりが希薄にならないよう、地域サロンの開催や居場所づくりを行うことにより交流が促進されることが求められています。
- ◇地域包括ケアシステムを推進するため、多職種の連携による地域ケア会議の開催や生活支援体制の構築等を進めていますが、地域の現状と課題に対する情報共有や意見交換の場を充実し、課題解決に向けて取り組みを進める必要があります。
- ◇高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、あらゆる状態・立場の人や多様なライフスタイルをお互いに認め合いながら地域で住み続けられるよう、日常の近所付き合いのなかでの助けあい・支えあいの心を醸成する必要があります。

◆施策その1 見守り活動の充実

住み慣れた地域で生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を要する人が地域の中で孤立することのないよう、日常からのあいさつ・声かけをはじめ、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の情報把握等により、地域における見守り体制の充実に努めます。

《施策の内容》

(1) あいさつ・声かけ活動の充実

- ・日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけについて、住民の意識を高めてお互いに住みよい地域づくりを推進するとともに、見守り意識の高揚を図ります。

(2) 要配慮者等への見守り

- ・要配慮者（高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、日本語に不慣れな外国人等）等、配慮の必要な人に対して、民生委員・児童委員や関係機関、地域組織と連携して見守りを行い、緊急時や災害時には必要な支援につなげます。

(3) 児童生徒の見守り

- ・登下校の子どもを交通事故や犯罪から守るため、下校時を中心に青色回転灯パトロールによる見守り等、パートナーシップ事業として地域や通学路における見守りを行います。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none">・日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、お互いのことを気にかけるようにしましょう。・自治会や民生児童委員協議会、老人クラブ、婦人会、消防団等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者に対する見守りを行いましょう。・子どもの安全・安心のため、住民が主体的に見守り活動を行いましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none">・事業所が所在する地域での見守り活動に参加しましょう。・福祉サービス事業者はその専門性を生かして、地域や関係機関と連携しながら見守り活動に取り組みましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">・小地域福祉活動^(※)により、地域での助けあいや支えあい、見守りについて話しあう場づくりを行います。・民生児童委員協議会等の各種団体と連携し、見守り活動を支援します。
吉野町	<ul style="list-style-type: none">・地域組織、各種団体等の様々な見守り活動を支援します。・民生委員・児童委員の活動を支援します。・吉野町要保護児童対策地域協議会において、関係機関が保護の必要な子ども等に関する情報を共有し、地域全体で子ども等を見守る支援体制を確保します。

◆施策その2 居場所と交流の場づくりの充実

地域福祉の推進のためには地域住民の交流と居場所が不可欠であるため、地域サロンや居場所づくり等、地域活動拠点の立ち上げや活動継続に関する支援を行います。

《施策の内容》

(1) 高齢者の居場所づくり

- ・地域サロンの立ち上げや活動継続に関する支援を行います。

<ul style="list-style-type: none"> 健康増進や介護予防に資する住民主体の通いの場（ケラケラ百歳体操等）の立ち上げや活動継続に対する支援を行います。
<p>(2) 子どもの居場所と親の交流の場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 小学生対象の学童保育等の実施により、子どもの居場所づくりに取り組みます。 各地区で開催される子ども食堂の活動を支援します。 地域子育て支援事業等を通して、同年齢の子を持つ親同士の交流を促進し、地域における子育てを支援します。
<p>(3) 誰もが集える居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流の促進と情報共有・交換の場として、各地域で年齢や性別を問わない居場所づくりを進めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> 自治会等で、みんなで気軽に集える場や機会をつくりましょう。 集いの場や交流の場に積極的に参加しましょう。 ひとり暮らしや閉じこもりがちな人等にも参加してもらえよう、声かけや配慮を行いましょう。 集える場や機会を通して、地域の情報共有や配慮が必要な人の状態の確認等を行うようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 地域住民の交流の場に積極的に向いたり、地域住民も参加できる祭りや各種イベント等の開催に取り組みましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいの居場所づくり事業により、子どもから高齢者まで、男女を問わず住民の誰もが気軽に集える居場所づくりに取り組みます。 地域の居場所で発見・把握された地域課題に対して、行政や関係機関と連携して課題解決に向けた取り組みを進めます。 指定管理者として高齢者福祉の拠点である老人福祉センターを運営し、町内の高齢者の憩いと交流の場となるように努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> 住民主体の通いの場（ケラケラ百歳体操等）の立ち上げや活動継続への支援を行います。 地域における仲間づくり・居場所づくりとして、地域サロンのグループ数や住民主体の通いの場の箇所数の拡大に取り組みます。 子ども・子育て環境の充実に取り組みます。 地域の居場所で発見・把握された地域課題に対して、社協や関係機関と連携して課題解決に向けた取り組みを進めます。



多世代交流居場所づくり



地域サロン活動

◆施策その3 情報共有・意見交換の場づくり

日常からの地域住民同士の情報共有と意見交換を促進し、助けあい・支えあいの地域づくりにつなげます。

《施策の内容》

(1) 地域での情報共有・意見交換の促進

- ・自治会等の地域組織の会合や、ふだんの近所付き合いにおける情報共有と意見交換を促進します。
- ・地域サロン等の居場所について、その活動を通して地域住民同士の情報共有や意見交換の機会となるように促します。

《施策を推進するための主な役割》

<p>地域住民・地域組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域組織の諸活動や日常の近所付き合いにおいて、近隣の人の様子やそれぞれの悩みや困り事等を情報共有しましょう。 ・自治会等の地域組織の会合や近隣との茶話会等の機会を利用して、情報共有と意見交換を行きましょう。 ・ひとり暮らしや閉じこもりがちな人の様子が情報共有されるよう、地域や近所付き合い、地域組織の活動の中で配慮するようにしましょう。
<p>事業所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民へのサービスの提供の際に、悩みや困り事を聞くことがあります。その悩みや困り事が地域の課題である場合は、地域組織の会合や行政窓口等で伝えるようにしましょう。

社協	・地域サロン等の活動を通して、地域課題やそれぞれの世帯の悩みや困り事を地域住民に共有できるように促します。
吉野町	・社協や事業所、地域組織と連携して、高齢者、障がい者、生活困窮者等の悩みや困り事を把握し、適切な情報共有に努めます。

施策の方向2-2 地域ネットワーク機能の強化

◇本町では、少子高齢化や担い手不足、ライフスタイルの多様化や近所付き合いの希薄化等から、自治会をはじめ老人会、婦人会等の地域組織の担い手不足が見られます。地域福祉の観点から地域組織のあり方を検討し、住民一人ひとりが参加することによる地域の活性化やそのための取り組みが必要です。

◇地域ケア会議（高齢者分野）、五條・吉野地域自立支援協議会（障がい者分野）、要保護児童対策地域協議会（子ども・子育て分野）や、保健・福祉・医療等の関係者のネットワーク化に加え、社協をコーディネーターとして地域における生活支援体制の構築等を進め、地域課題の共有と関係者間での顔の見える関係づくりにより、福祉課題の解決に向けた取り組みを進める必要があります。

◆施策その1 地域組織の活動支援

地域における自発的な助けあい・支えあいを推進するため、地域組織の意義を再確認するとともに、地域組織の活性化により地域住民の連携と絆を強めて、自助・互助による地域福祉活動を推進します。

《施策の内容》

(1) 地域組織への参加促進

- ・自治会をはじめ老人会、婦人会等の地域組織への参加を促進するため、地域組織の必要性とその活動の有効性を啓発していきます。

(2) 地域組織の活動支援

- ・行政、社協等が連携し、自治会をはじめ老人会、婦人会等の地域組織の諸活動を様々な面から支援します。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none">・地域組織の諸活動に積極的に参加しましょう。・ひとり暮らしの人や閉じこもりがちの人等にも参加してもらえよう、声かけや配慮を行いましょ。・地域組織での活動や交流の機会を通して、地域での情報共有や配慮が必要な人の状態の確認等を行うようにしましょう。
-----------	--

事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化に寄与するために、地域組織の諸活動の運営支援や交流の場への参加について、積極的に行いましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉の視点から地域組織と関わり、福祉に関係するイベントやサロン等の開催に努めるとともに、支援を必要とする人の把握や情報共有により、地域組織の活性化につなげます。 ・小地域福祉活動の活性化に取り組みます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会をはじめ老人会、婦人会等の地域組織の現状や課題の把握に努めながら、地域組織や諸活動への参加を促します。 ・基礎的コミュニティの活動が活発に行われるように、認可地縁団体^(※)事務や区長連合会事務等により継続的に支援します。 ・老人クラブ活動等社会活動促進事業として、高齢者の生きがいづくりや健康増進等を目的とした老人クラブ連合会並びに単位クラブの活動に対し補助金等を交付します。 ・自治協議会に集落支援員を配置し、集落の現状や課題を発見するために、集落点検を行い、課題を解決するための話しあいの場の機会を持てるように促します。 ・地域活動の活性化がより図れるよう、地域担当職員制度の運用を随時見直し、地域と行政がお互いに課題等を認識し、情報共有できる仕組みを構築します。

◆施策その2 地域ネットワークの構築

地域包括ケアシステムの推進による地域共生社会の実現に向けて、地域福祉に関係する団体や関係者が顔の見える関係となり、地域住民の多様で複層的な悩みや困り事を各種会議や協議会等で把握・情報共有するとともに、社協の機能強化や民生委員・児童委員との連携強化に努め、地域課題の解決に向けた動きを進めていきます。

《施策の内容》

(1) 地域課題の把握と情報共有

- ・地域ケア会議等の各種会議や、生活支援コーディネーターやコミュニティソーシャルワーカー等を通じて、地域組織と行政や社協及び各関係機関によるネットワークを構築し、福祉に関する情報共有や連携の強化を図ります。
- ・多職種（医療・介護・保健・地域の専門職）からなる「地域ケア会議」を開催し、事例の検討等による情報共有・意見交換等を行います。

(2) ネットワーク機能の充実

- ・行政と社協が連携して、地域組織や民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体、当事者団体等への支援を行います。
- ・地域における生活支援体制の整備に取り組みます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等、様々な人への支援について、当事者目線での支援のあり方を地域住民とともに検討し、生活支援体制の整備につなげましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者はその専門性を生かして、ネットワークの構築に寄与しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援体制整備のコーディネーターとしての機能を十分に発揮するため、コミュニティソーシャルワーカー^(※)、地域組織、各種団体と連携して、地域の情報と課題を共有します。 ・「よしのささえ愛会議」(第一層協議体)を設置し、各地区自治協議会等との連携のもとに生活支援体制整備に取り組み、地域包括ケアシステムの構築をめざします。 ・民生児童委員協議会の事務局を担うとともに、老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、母子福祉連合会等に対する支援を行います。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域ケア会議」を開催し、地域課題の解決に向けたネットワークの構築と地域づくり、生活支援体制の整備に努めます。 ・社協と連携して、地域組織の諸活動で発見・把握された問題を関係機関と共有することに努め、関係機関と連携・協働して地域課題の解決に取り組みます。



国栖地区ささえ愛会議



地域支えあいセミナー (寸劇)

基本目標3 安心して暮らせる福祉のまちづくり

施策の方向3-1 包括的な支援体制整備と情報発信の充実

- ◇少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加、若者・壮年の就労形態の変化やライフスタイルの多様性に伴って、一人ひとりが抱える課題も多種多様で複層化してきています。
- ◇住民一人ひとりの悩みや困り事を関係機関と連携して受け止め、どのような相談内容であっても適切な支援につなげる等、縦割りでない横断的・包括的な支援が求められています。
- ◇地域福祉を推進していく上で、福祉に関する適切な情報を入手しやすい環境が求められており、住民が情報を得やすい体制づくりを推進する必要があります。

◆施策その1 相談支援体制の充実

地域における身近な相談相手として民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー等の活動の周知を図るとともに、行政窓口、社協、各専門相談機関の機能強化に努めます。また、地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容であっても受け止めて適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制をめざす取り組みを推進します。

《施策の内容》

(1) 包括的な相談支援体制をめざす取り組みの推進

- ・行政の福祉関連窓口や地域包括支援センター^(※)、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、社協、県の相談機関等の専門相談機関との連携を深め、情報や課題の共有に努めるとともに、適切な支援へとつなげます。

(2) 地域における相談体制の強化

- ・民生委員・児童委員をはじめとする相談体制に加えて、地域組織での諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を相談することにより、地域での助けあい・支えあいを進めるとともに、必要に応じて行政や専門機関等につなげます。
- ・コミュニティソーシャルワーカーによるアウトリーチの地域支援を行い、地域住民の悩みや困り事の発見・把握や、地域住民への相談支援を実施し、住民の悩みや困り事を解決できるように適切な支援へとつなげます。

(3) 社協における相談支援の充実

- ・住民の様々な悩みや困り事について相談を受け付け、関係機関と連携して、問題の解決につながるよう、指導・助言や適切な支援を行います。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none">・悩みや困り事があるときは一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員、家族・親せきをはじめ、地域組織、行政や社協等へ相談するようにしましょう。・地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を把握するとともに、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none">・サービス提供の際に、住民の悩みや困り事を聞くことがあります。できるだけ悩みや困り事に耳を傾け、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">・仲間づくり・居場所づくりとしてのサロン活動を通して、地域住民の悩みや困り事の把握に努めます。・心配ごと相談事業やふくし総合相談事業により、悩みや困り事、健康や生活、人権や法律に関する様々な相談を受け付け、適切な支援へつなげます。・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等には常に配慮し、悩みや困り事等の把握・相談受付や行政や関係機関との連携を図ります。
吉野町	<ul style="list-style-type: none">・分野横断的、包括的な相談支援が可能な組織体制を協議する場を設置し、行政や社協を中核として、悩みや困り事の総合相談窓口機能を持った支援体制の構築をめざします。・社協や事業所、専門相談機関や地域組織と連携して、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の悩みや困り事の把握に努めます。

◆施策その2 包括的な支援体制への取り組み

社会福祉法改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、令和3年4月から施行されました。

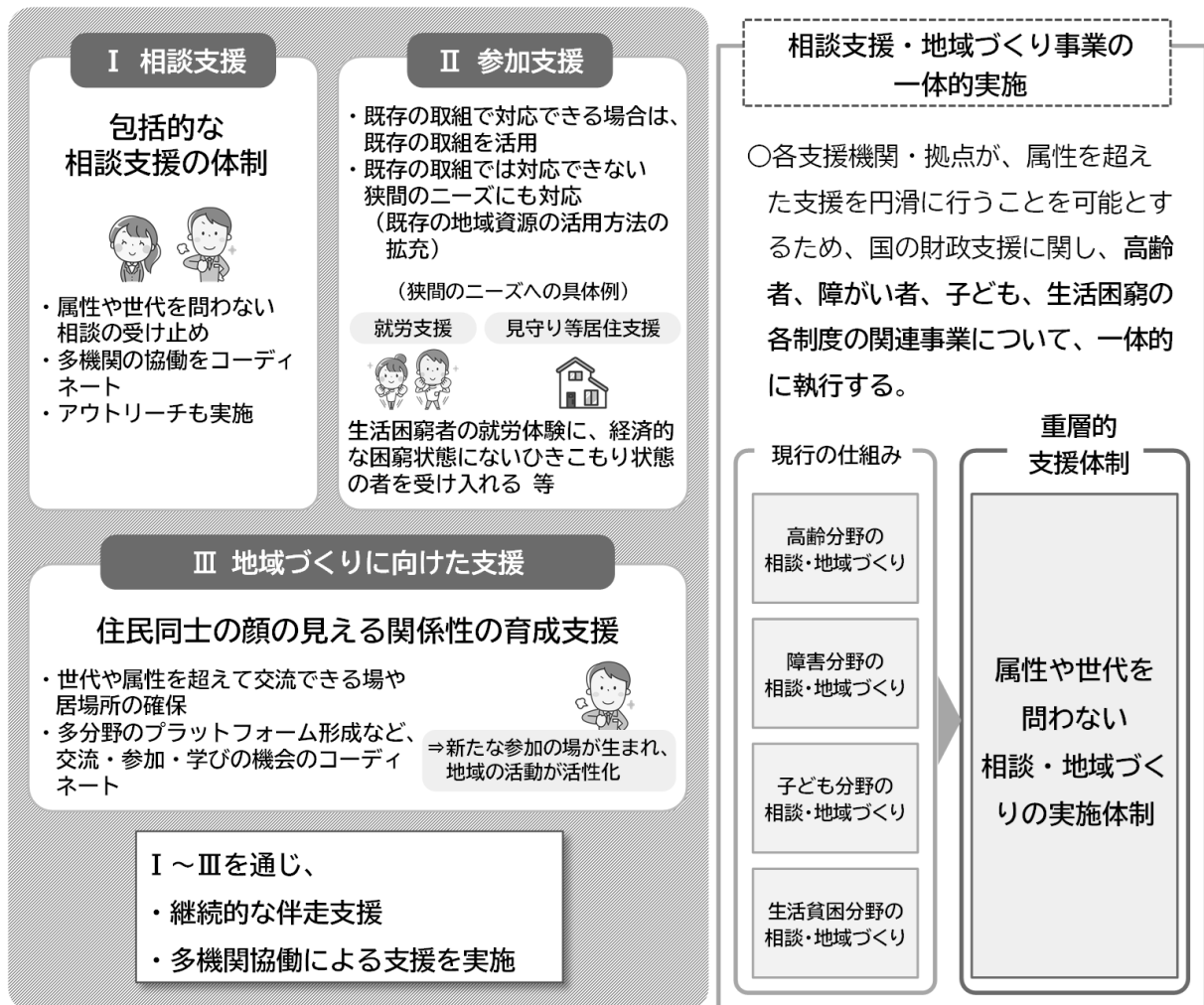
本町においては、重層的支援体制整備事業について本計画期間中に開始予定としており、関係機関と連携して事業開始に向けた体制づくりに取り組めます。

《施策の内容》

(1) 重層的支援体制整備事業の創設

- ・ 包括的な相談支援体制やアウトリーチ等による継続的支援、就労や居住等の社会とのつながりをつくる支援、地域の交流や居場所づくり等の事業を一体的に取り組むことで、複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間等の様々な課題に対して対応できる体制づくりを進めます。

重層的支援体制整備事業の全体像



《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・どのような悩みや困り事でも相談することで支援が受けられることを認識し、一人で抱え込まずに相談するようにしましょう。 ・地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、互いの悩みや困り事を把握するとともに、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の際に、住民の悩みや困り事を聞くことがあります。できるだけ悩みや困り事に耳を傾け、深刻な悩みや困り事の場合は行政や社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティソーシャルワーカーを配置し、自治会、民生委員・児童委員、地域の各種団体等との連携を図り、地域住民と共に地域の福祉課題の解決に取り組みます。 ・属性を問わない悩みや困り事等の把握・相談受付により、行政や関係機関との連携を図り、適切な支援につなげます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉のコーディネーターの役割を担うコミュニティソーシャルワーカー等、専門職の育成や配置を促進します。 ・包括的な支援体制の整備について、住民や関係機関とめざすべき方向性について共通認識を醸成し、重層的支援体制整備事業の実施に向けた取り組みを進めます。

◆施策その3 情報発信の充実

行政や社協の広報誌やホームページ等を充実することにより、住民に必要な情報が適切に届く体制づくりを進めます。また、サービス提供事業者等と連携し、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対する情報内容の充実や、年代、障がいの種別・程度、家庭状況等に応じた多様な媒体による情報提供に努めます。

《施策の内容》

(1) 情報発信と啓発の推進

- ・行政や社協等が発信する広報誌やホームページ等について、文字の大きさ、記事の間隔、レイアウト等、見やすい誌面となるよう努めるとともに、高齢者や障がい者等の情報弱者になりやすい方もできる限り利用しやすいよう配慮します。また、掲載内容について各種制度、地域の情報やイベント等、住民が必要とする情報提供の充実に取り組みます。
- ・CVYやSNS（町の公式LINE）等により、福祉に関する情報発信に努めます。
- ・国が実施する福祉に関する様々な啓発日・週間・月間等とも連動して活動することにより、地域住民に対して福祉への意識や関心を高めます。

(2) 必要とされる方に情報が届く体制づくり

- ・社協や地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、関係機関とも連携して、一般住民はもとより、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等、情報を必要とされている方に情報が届く体制づくりに努めます。

(3) 相談窓口の周知

- ・広報誌やホームページ等での相談窓口の掲載をはじめ、福祉関連窓口や地域の事業所、公民館等でのポスターの掲示等により、住民に対して相談窓口の周知を図ります。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉に関する情報について、広報誌やホームページ、回覧板等を通して常日頃から関心を持つようにしましょう。 ・行政や社協、専門機関等の相談窓口がどこにあるのかを把握するとともに、悩みや困り事等がある場合は相談しましょう。 ・高齢者や障がい者、ひとり暮らしや閉じこもりがちな人に対して、福祉に関する情報が適切に届くよう、近所付き合い、地域組織の活動等において配慮するようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所や福祉サービス事業者は、行政が発信する情報が地域住民に行き届くように協力しましょう。 ・福祉サービス事業者はその専門性を生かして、必要とされる方へ確実に情報が届くように心がけましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌やホームページの活用等を通して、福祉関連情報の発信に取り組みます。 ・地域組織やボランティア団体等とのネットワークの中で、福祉関連情報が地域住民に共有されるように取り組みます。 ・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対して、適切な情報が届くように努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関係窓口や広報誌、ホームページ、CVYやSNS等による情報発信の充実に努めます。 ・国が実施する福祉に関する様々な啓発日・週間・月間等とも連動して活動することにより、福祉に関する意識を高め、地域における助けあい・支えあいの取り組みを促進します。 ・高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対して、社協や事業所、地域組織、関係機関等と連携し、必要な情報が届くように努めます。

施策の方向3－2 安全・安心な地域社会の構築

- ◇高齢化や核家族化に伴う世帯構造の変化に対応するため、助けあい・支えあいの視点から、配慮が必要な人への災害時の支援体制の強化を図る必要があります。
- ◇日常生活や地域福祉活動において、様々な感染症への感染予防に努める必要があります。
- ◇高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭等のために、福祉サービスの一層の充実が求められています。
- ◇住民が安心して暮らせる住環境の整備と、公共交通機関等移動手段の充実に努める必要があります。

◆施策その1 災害時の支援体制と感染症対策の推進

地域での助けあい・支えあいにより日頃から要配慮者を見守るとともに、災害時には情報共有による安否確認や支援を行える体制づくりを進めます。また、在宅介護や障がいの状況等により配慮が必要な人のための福祉避難所^(※)の確保や、社協を中核機関とする災害ボランティアの受け入れ体制づくりに努めます。

また、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、日常生活や地域福祉活動において感染症予防対策を実践できるよう、広報・啓発に努めます。

《施策の内容》

(1) 災害時要配慮者の把握と情報の共有

- ・豪雨や地震等の災害発生時における要配慮者の把握と情報共有について、民生委員・児童委員等の協力を得ながら、避難行動要支援者名簿の整理を進めるとともに、個人情報の取り扱いに留意しながら、いざというときに適切な対応が取れるように取り組みます。

(2) 地域の防災体制の促進

- ・地域の自主防災組織^(※)等による要配慮者支援のための避難誘導や、水害・土砂災害・地震等を想定した避難訓練の実施等により、救出、援護、避難所運営等をはじめとする防災体制の充実を図ります。
- ・学校、家庭、地域において、ハザードマップの活用、防災・減災の取り組み事例の紹介等による防災学習を推進します。

<p>(3) 地域防災リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災リーダーを各地域に複数名養成し、地域コミュニティでの自主防災活動の安定化を図ります。 ・ 防災リーダーに対して防災士の資格取得に向けた補助を行うとともに、既に資格を取得している防災士に講習会を開催し、防災リーダーの意識の醸成を図ります。
<p>(4) 災害ボランティア活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本町において発生した災害が甚大であるときに、社協を中核機関として、ボランティアを受け入れる災害ボランティアセンターの速やかな開設と運営に係る体制づくりに取り組みます。
<p>(5) 福祉避難所の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般の避難所では対応が困難な高齢者や、何らかの特別な配慮を要する在宅の人を対象として、町内の介護老人福祉施設等を福祉避難所として開設できるように協定を結んでおり、この協定に基づき福祉避難所を運営します。
<p>(6) 感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常生活や地域福祉活動において、様々な感染症に対して必要な情報提供・支援を行うとともに、拡大防止等のための三密（密集、密接、密閉）の回避、ソーシャルディスタンスの確保、マスクの着用、手洗いの励行等の普及啓発に努めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な人の状況を把握しましょう。 ・ 防災学習や防災訓練等に積極的に参加しましょう。 ・ 常日頃からハザードマップの確認や災害に関する情報収集を心がけるとともに、緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきましょう。 ・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に対する災害教育や各種訓練等に取り組みましょう。 ・ 福祉サービス事業者においては、いざというときには高齢者や障がい者等、専門的な対応を要する人への支援に協力しましょう。 ・ 感染症の拡大防止と感染予防に努めましょう。

社協	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の観点から防災に関する学習の機会の提供に努め、防災・減災の意識啓発に取り組みます。 ・災害時にはボランティアの受け入れ窓口となるため、ボランティアセンターの設置や運営に関する体制づくりに取り組みます。 ・行政や関係機関と連携して、感染症の拡大防止と感染予防に関する広報・啓発に努めるとともに、社協の活動全般について、感染症の拡大防止と感染予防に努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップをはじめとする広報物や掲示物、ホームページの活用等により、防災に関する情報を発信し、住民に周知します。 ・災害時避難行動要支援者名簿の整備と更新及び情報の適切な活用を行います。また、避難行動要支援者のうち同意が取れている方については平常時も情報を開示して地域での支援に生かします。 ・自助・共助の防災意識を高める防災教育の推進や防災組織の活動促進等に努めます。 ・災害時の各避難所については、高齢者や障がい者等の要配慮者の受け入れ等と、感染症予防を想定した運営に努めるとともに、社会福祉法人等の協力により、福祉避難所の確保に努めます。 ・社協や関係機関と連携して、感染症の拡大防止と感染予防に関する広報・啓発に努めるとともに、行政の活動全般について、感染症の拡大防止と感染予防に努めます。

◆施策その2 福祉サービスの充実

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障害者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」「健康増進・食育推進計画」等の福祉関連計画に基づき、必要とする人が適切なサービスを受けることができるよう、福祉サービス提供体制の充実と質の確保に努めます。

《施策の内容》

(1) 高齢者への福祉サービスの充実

- ・地域包括ケアシステムの一層の深化・推進のため、地域包括支援センターの機能を強化し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりに寄与するよう取り組みます。
- ・介護予防・重度化防止に資する取り組みや在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。

<p>(2) 障がいのある人への福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいの程度や状態、ライフステージ等に応じた適切な支援を充実するため、障がい福祉サービス等の量と質の確保に努めます。
<p>(3) 子ども・子育て支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健やかな成長をめざす保育・教育の充実と、子育て家庭への様々な支援を行うため、子ども・子育て支援に関する各施策やサービスの量と質の確保に努めます。 ・子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、関係機関と連携し、相談支援、切れ目のない子育て支援、教育支援等を行い、子どもの貧困対策の推進に努めます。
<p>(4) 社協における福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅福祉サービス事業や居宅サービス事業により、高齢者が地域で安心して暮らせるよう支援します。
<p>(5) 健康づくり・地域医療の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸のため高齢者の介護予防活動に取り組むとともに、各種健（検）診の受診や健康に関する各種講座等への参加を推奨することにより、住民の生涯にわたる健康の保持・増進と疾病の予防や早期対応につなげます。 ・歯と口腔の健康は、生活の質の向上や健康寿命の延伸に大きく寄与するため、セルフケアの徹底と定期的な歯科検診の受診等を勧奨します。 ・住民が生涯にわたって食への関心を深めるため、幼少期から食に関する正しい知識を身につけられるよう、普及・啓発に努めます。 ・南奈良総合医療センターを中核とする南和地域の医療体制の充実と、地域包括ケアを実現するための医療・介護連携を図り、高齢になっても地域で暮らし続けられる環境づくりを進めます。

《施策を推進するための主な役割》

<p>地域住民・地域組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用者（受け手）と提供者（支え手）との関係だけでなく、住民それぞれができる役割等を考え、誰もが地域の一員として主体的に活動でき、互いに補いあえるという意識を持ちましょう。 ・高齢者や障がい者等の立場について、自分もそのような立場になる可能性があることを自覚し、我が事としてみんなで支えあう意識を持ちましょう。 ・健康で長生きできるように、生涯にわたって自らの健康の維持・増進を心がけましょう。
------------------	---

事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス事業者はそれぞれの専門性を生かして、福祉の精神によるきめ細やかなサービスの提供と職員の資質の向上に努めましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問理美容サービス、在宅高齢者給食サービス等の在宅福祉サービス事業を実施します。 ・居宅介護支援や訪問介護、介護予防・日常生活支援総合事業等の居宅サービス事業を実施します。 ・研修や町の関係機関との勉強会等を重ねることにより、今後の方向性や取り組みについての情報共有を行っていきます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な人の状態に応じて福祉サービスの提供ができるよう、福祉関連個別計画の着実な推進に努めます。 ・福祉サービス事業者の適切な管理を行い、地域における福祉サービスの維持・向上に努めます。 ・住民が生涯にわたって健康の保持・増進に努められる環境づくりと啓発に取り組めます。 ・医療体制の充実と地域包括ケアの実現に向けた保健・医療・福祉関係者の連携強化に努めます。

◆施策その3 誰もが住みやすい環境づくり

公共施設や歩道等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、移動手段の確保等により、それぞれの地域で安心して暮らし続けられるまちづくりを進めます。

《施策の内容》

(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

- ・公共施設や歩道等について、改修や新設を行う際は、誰もが利用しやすいバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。

(2) 公共交通の維持・充実

- ・児童生徒の移動手段であるスクールバスの運行について、安全安心な運行管理を行い、適切な維持に努めます。
- ・予約型乗合バスと朝の時間帯での定時・定路線のバスを運行し、実証データに基づき検証を行い、さらなる利便性の向上をめざします。

(3) 移動に関する助成

- ・外出支援及びひきこもり防止のために、高齢者を対象に運賃の一部助成を実施します。
- ・高校生を対象に通学定期の一部助成を実施します。

《施策を推進するための主な役割》

<p>地域住民・地域組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族の誰もが安全・安心に暮らせるよう、バリアフリー等、必要に応じた住宅改修に努めましょう。 ・ 自治会等において、今後、地域にどのような移動支援が必要かを話しあいましょう。 ・ 運行維持のため、公共交通機関を積極的に利用しましょう。
<p>事業所等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の建物・設備等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めましょう。 ・ 事業所等の活動を通して、移動支援活動について貢献できることはないか検討しましょう。
<p>社協</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に支援を必要としている人や配慮を必要とする人等の状況の把握に努めます。 ・ 買い物ツアー事業等により、買い物支援に取り組みます。 ・ 予約型乗合バスの運行について、運行及び予約センターとして関わるだけでなく、運行中の見守り等により、地域課題を早期発見できるように努めます。
<p>吉野町</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設や歩道等の新設や改修の際には、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。 ・ スマイルバスの運行により住民ニーズに応えられるよう交通網の整備を図ります。 ・ 外出支援及びひきこもり防止のための高齢者外出支援タクシー事業や、高校生を対象とした通学定期券購入助成等、移動に関する支援に努めます。

施策の方向3-3 セーフティネット機能の強化

- ◇何らかの生活課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みであるセーフティネット機能を強化していく必要があります。
- ◇障がい者やひとり親家庭等の就労や経済面で支援を必要とする人をはじめ、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等についても支援の手をさしのべることが求められます。
- ◇高齢者、障がい者、子ども等をはじめ、すべての住民の人権が尊重され、その権利が侵害されないよう、虐待や暴力を排除するとともに権利擁護を推進する必要があります。

◆施策その1 様々な困難を抱える人への支援

住み慣れた地域で誰もが生涯にわたり安心して暮らすことができるよう、また、支援を必要とする人が地域の中で孤立することのないよう、状況を把握して支援が行き届くように努めます。

《施策の内容》

(1) 地域におけるセーフティネット機能の強化

- ・社協、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等をはじめ関係機関との連携により、地域での見守り体制や必要な支援の検討等、命と暮らしを守る地域のセーフティネット機能の強化に取り組みます。
- ・支援を必要とする高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の生活実態の把握に努めます。

(2) 自立支援や経済的支援の充実

- ・就労や経済面で弱者となりやすい障がい者やひとり親家庭等について、様々な制度や事業を活用して自立に向けた就労支援や経済的支援を行います。
- ・低所得者世帯等に対する経済的な支援を行います。

(3) 制度の狭間等への対応

- ・生活困窮者自立支援制度を利用するなかにおいて、制度の狭間にある人や既存の制度や支援では対応できない人等も含めた対象者を制限しない包括的な相談により、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な人の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。 ・ 地域組織において、支援を必要とする人への支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者や子ども・子育て家庭について理解を深め、従業員の職場環境の改善につなげましょう。 ・ 障がい者雇用の可能性を模索し、積極的な雇用に努めましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等には常に配慮し、悩みや困り事等の把握・相談受付や行政や関係機関との連携を図ります。 ・ 奈良県生活福祉資金貸付事業により、低所得世帯や要援護世帯への支援を行います。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度や対象者によって制限することのない総合相談を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援を行います。 ・ 支援を必要とする高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の生活実態の把握に努め、必要に応じて様々な制度や支援につなげます。

◆施策その2 虐待や暴力の防止

配偶者等に対する暴力や高齢者・障がい者・子ども等への虐待防止に向け、通報・相談体制の充実を図るとともに、関係機関による情報共有により、早期発見・早期対応の体制づくりを推進します。

《施策の内容》

<p>(1) 虐待や暴力の防止に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、障がい者、子ども等への虐待防止に関する啓発や、DV（ドメスティック・バイオレンス）^(※)、ストーカー行為、セクハラ等に関する啓発を行います。
<p>(2) 早期発見・早期対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民、社協、民生委員・児童委員や各種団体、関係機関と連携して、見守りや情報共有に努めるとともに、警察等の専門機関と連携して早期発見、対応に努めます。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活において周囲の虐待や暴力に気にかけるようにし、虐待や暴力の疑いのある場合は行政担当窓口や警察等の専門機関に相談しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> 職員に対して虐待や暴力に関する教育を行い、虐待や暴力、ハラスメントの防止に努めましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none"> 虐待や暴力の実態や把握に努め、必要に応じて様々な制度や支援につなげます。 職員に対して虐待や暴力に関する教育を推進し、虐待や暴力の防止と啓発に努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者、子ども等に関する虐待や暴力の相談を受け付け、必要に応じて警察等の専門機関と連携して早期対応・早期解決に努めます。 職員に対して虐待や暴力に関する啓発や教育を推進し、虐待や暴力の防止と啓発に努めます。

◆施策その3 権利擁護の推進 ※「成年後見制度利用促進計画」

認知症等で判断能力に不安を抱える高齢者や、知的障がい者、精神障がい者等の人が増加傾向にありますが、尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加ができる仕組みづくりが重要です。そのため、本人の意思決定を支え、自らの財産や権利を守るよう、成年後見制度の利用促進等により権利擁護を推進します。成年後見制度の担い手については、専門職後見人だけでなく、市民後見人や法人後見の役割が期待されています。

また、高齢化により増加すると思われる「認知症」について、権利擁護の推進だけでなく、住民や地域の活動団体への認知症の正しい知識や理解を周知・啓発し、医療や福祉の専門職や認知症地域支援推進員等の関係者と連携して早期対応や予防に努めます。

《施策の内容》

(1) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用促進に向けて、住民や福祉の専門職に対して、相談窓口に関することの広報・周知を行い、担い手の育成も推進します。
- 身寄りの無い方等の成年後見人等の申立に関わる相談や申立書類の作成支援、申立費用・成年後見人等の報酬助成等を行い、成年後見制度の利用を促進します。

(2) 地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備

- ・国の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、成年後見制度を必要とする人の状況に応じ、尊厳をもってその人らしい生活ができるように、制度が必要な人の早期発見、対応や、後見決定後も継続した支援を行えるよう、権利擁護に関する司法・福祉の専門職をはじめとした地域連携ネットワークの構築について検討します。

(3) 社協による支援

- ・認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な人が、地域で自立した生活が送れるよう支援します。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none">・いずれ自分や家族も利用するかもしれないという心構えを持ち、成年後見制度について理解を深めましょう。・成年後見制度の利用が必要な人に対して、行政の担当窓口等に相談するように勧めましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none">・職員に対して成年後見制度への理解を促進しましょう。
社協	<ul style="list-style-type: none">・成年後見制度の利用の必要が認められる方に対しては、行政や専門機関と連携して対応します。・奈良県日常生活自立支援事業により、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理等を支援します。
吉野町	<ul style="list-style-type: none">・権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築を検討します。・社協や介護支援専門員・相談支援専門員・認知症地域支援推進員等と連携して、権利擁護に関する知識の普及啓発、利用支援、相談窓口の充実等や担い手の育成を進めます。・福祉関連計画全般を通して成年後見制度の認識を深めた上での活用に取り組み、申立支援や後見人等への報酬助成を行います。・成年後見人等と地域の関係者等が協力し、日常的に高齢者、知的障がい者、精神障がい者を見守り、自らの意思や状況に応じて地域で暮らすことができるように努めます。

◆施策その4 再犯防止の取り組みの推進 ※「再犯防止推進計画」

犯罪をした者等は、地域での生活や就労等による生きづらさから立ち直りに困難を抱える者が少なくないため、社会復帰後、行政や更生保護活動等による様々な支援や温かな見守りが必要です。犯罪をした者等の生活や就労環境の改善等、再犯防止の取り組みを進めることにより、犯罪が犯罪を招く負の連鎖を断ち切ることにつなげます。

《施策の内容》

<p>(1)「社会を明るくする運動」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取り組みである「社会を明るくする運動」を通して、再犯防止に関する地域での理解を促進します。
<p>(2) 更生保護活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 犯罪をした者等に対して保護司会等の更生保護関係の支援者・団体が展開する相談・就労支援等の充実と、更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社協等との連携を図ります。

《施策を推進するための主な役割》

地域住民・地域組織	・ 犯罪をした者等やその家族等に対して温かく見守り、それぞれの立場でできる支援をしましょう。
事業所等	・ 職員に対して再犯防止の取り組みへの理解を促進しましょう。
社協	・ 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や行政等と連携して、犯罪をした者等やその家族等に対する支援に努めます。
吉野町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再犯防止の取り組みには住民の理解と協力が不可欠であることから、「社会を明るくする運動」の推進をはじめとする広報・啓発に取り組めます。 ・ 更生保護関係の支援者・団体と民生委員・児童委員や社協等と連携して、犯罪をした者等やその家族等に対する支援に努めます。

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進

計画の施策を推進するためには、地域住民、福祉サービス事業者、社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協力して活動を推進することが重要です。このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

(1) 地域住民の役割

行政や事業者から情報やサービスの提供を受けながら、一人ひとりが福祉に対する意識を高め、地域福祉の担い手として自ら地域活動に積極的に参加すること、近隣と協力すること等により、自らの課題や地域課題の解決に向けた取り組みを行うように努めます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

高齢者・障がい者・子ども等への各種福祉サービスの充実は、地域住民が住み続けるために必要不可欠です。どの地域に住んでも住民が適切なサービスが受けられるよう、福祉サービス事業者は行政と連携する中で、福祉サービスの量と質の確保に努めます。

(3) 社協の役割

地域福祉の推進を担う社協は、地域の実情を把握し、住民とともに地域課題の解決に取り組む組織です。社協は行政と連携する中で、ボランティア活動、福祉サービス、人材育成、地域福祉活動の支援、相談事業等、地域の実情に応じた支援に取り組みます。

(4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。そのため、地域住民や社協、福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民組織、ボランティア団体等と相互に連携・協力を図るとともに、関係課や関係機関とも横断的・包括的な協力体制を構築し、住民のニーズと地域特性に対応した施策を推進します。

2. 計画の評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、地域組織、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、地域福祉活動の取り組み状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を庁内会議等により定期的に行うことでPDCAサイクル^(※)による評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。

第6章 資料

1. 吉野町地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略・順不同)

区 分	氏 名	所属・役職名
(1) 学識経験者及び有識者	岡 本 晴 子	奈良県社会福祉協議会代表
	阪 口 榮 治	吉野町教育委員会教育長職務代理
(2) 町議会の代表者	西 澤 巧 平	吉野町総務文教厚生委員長
(3) 町民関係団体の代表者	吉 条 良 則	吉野町区長連合会代表
	古 澤 登	吉野町老人クラブ連合会代表
(4) 福祉、医療関係の代表者	木 谷 千 津 子	吉野町民生児童委員協議会代表
	上 辻 美 恵 子	吉野町社会福祉協議会代表
	川 上 暢 造	吉野町身体障害者福祉協会代表
	山 本 悦 子	吉野町手をつなぐ育成会代表
	奥 野 太 嗣	吉野町医師代表
	森 口 浩 充	吉野町歯科医師代表
	澤 井 敏 彦	吉野町薬剤師代表
	香 東 佳 孝	吉野町内老人福祉施設代表

2. 策定の経緯

年	月日	内容	
令和3年	11月25日	第1回策定委員会	・計画の概要説明 ・計画骨子案について
令和4年	1月27日	第2回策定委員会	・計画素案について
	2月16日～ 3月2日	パブリックコメントの実施	
	3月18日	第3回策定委員会	・計画最終案について

※第3回策定委員会は、都合により書面にて実施。

3. 用語の解説

	用語	解説
ア 行	アウトリーチ	直訳では「外に手を伸ばす」ことを意味し、福祉分野では、生活上の課題を抱えながらも援助が届いていない個人や家族に対し、支援につながるよう積極的に働きかけること。
カ 行	核家族	夫婦のみ、夫婦と子ども、男親または女親と子どもで構成される世帯のこと。
	キーパーソン	任意の組織、地域社会、家庭や学校、職場等の人間関係の中で、特に大きな影響を全体に及ぼす鍵となる人物のこと。また、物事の決定や運営、進行に大きな影響力を持つ人物のこと。
	協働	役割を分担して、相互に協力しながら事業を実施する体制をいう。まちづくりにおける協働は、市民、自治会や企業等の団体、そして行政等公共サービスの担い手が、それぞれ対等の立場で役割を分担し、知恵と力を出し合い、連携と協力をすること。
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
	コミュニティソーシャルワーカー	コミュニティソーシャルワーカー（CSW）とは、 ・対象者を限定せずに ・制度の狭間にあったり、複合的な困りごとを抱える人を支える【個別支援】と ・共助の基盤となる【地域の仕組みづくり】や ・解決のための新たな【資源開発】までを ・一貫して対応する【エリア担当】の専門職員のこと。 地域共生社会の実現へ向け重要な役割を担う専門職として、「奈良県地域福祉計画」にも位置づけられ、奈良県内での養成・普及をめざしている。
サ 行	自主防災組織	自主的な防災活動を実施することを目的とし、町内会等の地域住民を単位として組織された任意団体のこと。
	小地域福祉活動	住民の日常的な暮らしにおいて、身近でなじみのある町内会や小学校区等の地域を範囲として、住民が主体となって行う組織的な福祉活動のこと。
	セーフティネット	セーフティネットとは「安全網」の意味で、何らかの生活

		課題を抱えた人が、さらに困難な状況に落ち込まないように、生活を支援する制度や仕組みのことをいう。
タ 行	男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野での活動に参加する機会が確保されること。男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を受けることができるとともに、男女がともに責任を担うとされる。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域とともに創っていく社会のこと。
	地域サロン	社会参加が困難になった高齢者や閉じこもりがちな高齢者が、身近な場所で気軽に集い、地域の人同士のつながりを深める自主活動の場。地域に交流の場をもうけることで、介護予防や仲間づくりや、近隣での「助けあい」・「支えあい」を育む地域づくりにもつながる。
	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた機関。市町村または老人介護支援センターの設置者、一部事務組合、医療法人、社会福祉法人等のうち、市町村から包括的支援事業の委託を受けたものが設置することができる。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態になるおそれのある高齢者の把握等で、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の専門職が配置されている。
	DV（ドメスティック・バイオレンス）	英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。用語については明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人等、親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。
ナ 行	認可地縁団体	地方自治法等に定められた要件を満たし、手続きを経て法人格を得た自治会、町内会等のことであり、一定の区域に住所を有し、広く地域社会の維持、形成を行い、地域的な共同活動を行っている団体。
	認知症サポーター	認知症サポーターとは、市町村等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、認知症を正しく理解

		し、自身のできる範囲で認知症の人や家族を見守り支援する応援者をいう。受講者には、認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が平成17年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるものであり、認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことを認知症キャラバン・メイトという。
ハ 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消等の物理的障壁の除去、また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。
	ひきこもり	ひきこもりとは「様々な要因によって社会的な参加の場がせばまり、就労や就学等の自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」と定義され、一つの原因で「ひきこもり」が生じるわけではなく、生物学的要因、心理的要因、社会的要因等が、様々に絡み合って、「ひきこもり」という現象が生まれる。
	PDCAサイクル	事業活動等において、品質管理や進捗管理等を円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。
	福祉避難所	災害時に開設される学校等の指定避難所では生活に支障をきたすため、特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある人等が避難する施設。
マ 行	民生委員・児童委員	民生委員は、民生委員法に基づき、各市町村の区域におかれる民間奉仕者で都道府県の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。職務は、①住民の生活状態を適切に把握すること、②援助を必要とする者が地域で自立した日常生活を営むことができるよう相談・助言・その他の援助を行うこと、③援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するための情報提供等の援助を行うこと、④社会福祉事業者等と密接に連携し、その事業または活動を支援すること、⑤福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、が規定されている。児童委員は、地域の子どもの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記される

		ことも多い。
ヤ 行	ユニバーサルデザイン	ユニバーサルとは「普遍的」という意味で、建物や製品等のデザインにおいて、障がいの有無等に関わらず、当初からすべての人が使いやすいように普遍的な機能を組み込んでおくという考え方。バリアフリーと似た概念であるが、バリアフリーが今ある障壁を取り除くという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインははじめから障壁がないようにデザインするという考え方に立つもの。

第2次吉野町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和4年3月発行

吉野町 長寿福祉課

〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町大字丹治130番地の1

TEL：0746-32-8856 FAX：0746-32-4690

社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会

〒639-3114 奈良県吉野郡吉野町大字丹治130番地の1

TEL：0746-32-8978 FAX：0746-32-1569

